

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日の代りに休む日あり)

## 目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

### 監査公告

#### 鳥取県監査公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和39年度に係る下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和40年11月15日

鳥取県監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	小谷善高
同	新見修

記

監査箇所	執行年月日
倉吉児童相談所	昭和40年4月15日
米子	20日
中央	6月8日

岩井長者寮	1日
横普学園	7日
鳥取県国民健康保険団体連合会	8日
倉吉職業訓練所	25日
米子	

鳥取県開拓生産農業協同組合連合会	4月14日
------------------	-------

中海干拓事業所	20日
---------	-----

果樹試験場	26日
-------	-----

精検定所	5月19日
------	-------

農業試験所（本場、東伯分場）	4日
----------------	----

農業講習所（西伯分場）	1月22日
-------------	-------

鳥取県種子協会	5月4日
---------	------

鳥取県農協同組合中央会	6月2日
-------------	------

林業試験場	15日
-------	-----

鳥取県農業会議	29日
---------	-----

鳥取県農業共済組合連合会	7月7日
--------------	------

畜産試験場	23日
-------	-----

畜産講習所	
-------	--

鳥取県農業信用基金協会	
-------------	--

財団法人鳥取県住宅公社	5月24日
-------------	-------

鳥取県開発公社	
---------	--

鳥取県農業信用基金協会	6月2日
-------------	------

株式会社鳥取県漁業公社	7日
-------------	----

株式会社鳥取県漁業公社	7日
-------------	----

鳥取県信用保証協会

10日

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

15日

財団法人米子工業高等専門学校建設促進期成同盟会

16日

倉吉児童相談所

昭和40年4月15日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 小 谷 善 高

1 予算の執行状況(40.3.31現在)

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
諸 収 入	13,237	13,237	0	

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予算合運額	支出済額	予算残額	備 考
総務管理費	484,448	480,501	3,947	
社会福祉費	7,200	6,250	950	
児童福祉費	16,429,651	15,835,688	593,963	
合 計	16,921,279	16,322,419	598,860	

2 主な業務の実施状況

(1) 措置の実施件数

訓戒	指導	委託	施設	入所	里親	その他	合 計
41	2	1	4	8	13	3	10
							16
							3
							1,604
							1,705

(2) 一時保護の実施状況

区 分	実 人 員	延 人 員
一時保護所	77	500
委託一時保護	44	400
合 計	121	900

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 一時保護児童の所持していた金で、出納員の手元保管期間の長いものがあつた。また、満期失効により県に帰属した物品を県の物品として引き継ぎをしないまま廃棄処分していたことは適当でない。

イ 小切手振出等通知簿は10月まで全然かい長の決裁を受けていなかった。なお、この帳簿に銀行受領印の洩れているものがあつたが、なつ印を受けて授受を明確にされた。

ウ 郵便切手類の月末現在高の検査が実施されていなかった。励行された。

エ 児童福祉審議会文化財中部地区部会の委員である一般職の職員に報酬を支出していることは適当でない。

4 運営について

当所において、心理判定員はその業務の性質上欠くことのできないものと考えられるが、年度当初より欠員となつていたので早期に充足されるよう要望する。

米子児童相談所

昭和40年4月20日監査

監査委員 浜田庄二

同 中田玉平

1 予算の執行状況 (40. 3. 31現在)

(1) 歳入

(単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
諸 収 入	4,650	4,650	0	

(2) 歳出

(単位 円)

科 目	予算合算額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
総務管理費	132,000	125,894	6,106	
社会福祉費	7,600	-	7,600	
児童福祉費	28,997,923	27,875,248	1,122,675	
合 計	29,137,523	28,001,142	1,136,381	

2 主な業務の実施状況

(1) 措置の実施件数

制 裁	指 導 委 託	施 設 入 所	他 機 関	そ の 他	合 計
児童福祉司	児童福祉司	児童福祉司	児童福祉司	児童福祉司	
69	4	1	18	15	48
			6	9	14
			6	4	1
			1	1,378	1,573

(2) 一時保護の実施状況

区 分	実 人 員	延 人 員
一時保護所	146	700
委託一時保護	29	519
合 計	175	1,219

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 一時保護児童の所持していた金で、返還請求権を有する者に返還せず、かつ、歳入、歳出外現金として寄託もしないで出納員が長期間手元保管しているものがあつた。また、歳入、歳出外現金として寄託はしていたが、児童福祉法第33条の2第4項による公告の手続きをしていないものがあつた。速やかに正規のとおり処理されたい。

イ 満期失効により具に帰属した物品を売却処分していたが、この売却代金の調定事務の遅れているものがあつた。

ウ 児童福祉審議会文化財西部地区部会の委員報酬は、その出席日数に応じて支出するようにされたい。

なお、40年3月に開催した同審議会の委員報酬を次年度において支払うようにしているが、才出の所属年度区分を適正にされたい。

エ 児童を施設等に入所措置する場合に支給する支度品の購入にあつては、物品購入図書により品名、数量を明らかにされたい。

中央児童相談所

昭和40年6月8日監査

監査委員 浜田庄平  
同 中田玉平

1 予算の執行状況 (40. 4.30現在)

(1) 歳入 (単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
諸 収 入	10,397	10,397	0	

(2) 歳出 (単位 円)

科 目	予算令達額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
総務管理費	195,000	194,911	89	
社会福祉費	14,600	14,600	0	
児童福祉費	28,292,099	28,200,102	91,997	
合 計	28,501,699	28,409,613	92,086	

2 主な業務の実施状況

(1) 措置の実施件数

訓戒	指導	委託	施設	入所	他機関	その他	合計
児童福祉司	児童社会福祉司	児童委員	児童養護施設	児童自立支援施設	児童相談所	その他	
81	41	2	15	33	36	10	43
							20
							3
							57
							2,279
							2,620

(2) 一時保護の実施状況

区 分	実 人 員	延 人 員
一時保護所	450人	1,300人
委託一時保護	40	703
合 計	490	2,003

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 一時保護児童が所持していた物品を当該児童以外の返還請求権を有する者に返還していたが、この受領証を徴していないものがあつた。

受領証は確実に徴し、授受を明確しておかれない。また、保管物品出納簿に記入漏れとなつているものがあつた。的確に記録されたい。

イ 年度末に予算令達を受けて、かなりのストーブ用燃料を購入し、業者預かりとしていたが、このように不急と思われる年度末の購入は努めて抑制するようにされたい。

ウ 物品取扱主任の持つ物品整理簿を整備されたい。

エ 寄附を受けた石油ストーブ及び応接セットは、所定の手続きにより受納されたい。

オ スクーター用燃料の購入にあたり契約単価よりも高い単価で購入しているものがあつた。留意されたい。

岩井長者寮

昭和40年6月1日監査

監査委員 浜田庄平  
同 中野浩賢  
同 小坂谷善高

1 予算の執行状況 (40. 3.31現在)

(1) 歳入 (単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
岩井長者寮使用料	1,465,179	1,476,689△	11,510	

(2) 歳出 (単位 円)

科 目	予算合連額	支出済額	予算残額	備 考
総務管理費	123,000	108,336	14,664	
社会福祉費	7,257,076	6,509,356	747,720	
合 計	7,380,076	6,617,692	762,384	

2 施設の概要

この施設は、老人福祉法の規定による軽費老人ホームであつて、低所得階層に属し身寄りがないか又は家族と同居し難い老人を収容し、健康で明るい生活を送ることを目的として、39年4月から収容業務を行なつていゝものである。  
収容状況は次表のとおりである。

定 員	39年4月末		39年5月から40年3月まで における		40年3月末	
	現 在	在 転	入 転	出 転	現 在	在 転
50人	6人		42人	18人		30人

3 留意事項

(1) 経理出納事務について

ア 使用料は、入寮者が指定金融機関に納入するよう通知書を発行しているが、実情は、殆んどの入寮者が出納員へ納入通知書に現金を添えて納入を依頼していることであるので、高等学校における授業料の納入通知及び収納の方式を採用し、入寮者の便宜と事務の簡素化を図るとともに、収入事務を合法的にすることが適当と思料される。

イ 敷地内の除草等のため人夫を雇っていたが、賃金台帳の出役と賃金支払額に不突合を生じているものがあつた。賃金台帳は正確に記録整理されたい。

ウ 物品購入伺書ならびに見積書の整理の不十分のものがあつた。的確に整理されたい。

(2) 収容者の健康管理について

収容者の健康診断ならびに保健衛生のために嘱託医師を任命し、申し合わせによつて月2回来寮相談にあたることになつてはいたが、当年度中には来寮していいい月があつた。申し合わせのとおり来寮を要請し、収容者の健康管理に遺憾のないようにされたい。

4 寮の運営について

入寮者の定員は50名であるが、入寮者数は39年4月に6名入寮したのち、

6月~12月までの間は温泉の導入が遅れた関係もあつて15名~26名、3月以降は30名台の実績である。  
 当地方はじめての施設であり、県民に未だなじまない点もあろうが、折角の施設で、多額の運営費も充當されているのであるから、入寮者の開拓にさらに努力されるよう要望する。

積善学園 昭和40年6月7日 監査

監査委員 浜 田 庄 平  
 同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況(40.4.30現在)

(1) 歳入 (単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
物品売払収入	19,922	19,922	0	
弁 償 金	380,986	365,099	15,887	
合 計	400,908	385,021	15,887	

(2) 歳出 (単位 円)

科 目	予算各選額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
児童福祉総務費	12,180,195	12,177,993	2,202	
盲ろうあ児施設費	7,894,000	7,327,995	566,005	
合 計	20,074,195	19,505,988	568,207	

2 児童の収容状況

区 分	前年度末		入 園	退 園	年度末	
	収容定員	現 在			入 園	現 在
児 児	人 30	人 24	人 5	人 4	人 25	
盲ろうあ児	人 90	人 62	人 10	人 6	人 66	
合 計	人 120	人 86	人 15	人 10	人 91	

3 留意事項

(1) 経理出納事務について

ア 盲学校寄宿舎に入寮していた生徒の給食代の過年度未収分34,326円のうち、当年度に18,439円を徴収し、15,887円が収入未済となつていた。

なお、納入義務者が上記徴収金納入通知書を紛失したため又は分期納入等のため、出納員が現金を受け取り(この場合預り証を発行)納入通知書を再発行して納入しているが、出納員が現金を受領したときは、現金領収書を発行することが適当である。

イ ポイラー用重油を購入するに当り、指名競争入札に付するも落札者がなかつたため、最低入札者と随意契約によつていたが、この見積書を徴していなかつた。正規のとおり見積書を徴して実施された。

(2) 財産の管理について

当学園敷地は現在なお未登記で、登記促進について検討中のようにであるが、なるべく早い機会に実施するよう努力されたい。

(3) 施設設備の整備について

指導員公舎の新築、保母寮の増築、自動火災報知設備の設置について

は、前回の監査で指摘されたとおりで、これが実施方を重ねて要望する。なお、最高時において200食を調理する炊事場の換気設備も不十分で、かつ、その半分は故障している。これが改善と首部の静養室の設置についても当局は善処されたい。

鳥取県国民健康保険団体連合会 昭和40年6月8日監査  
 監査委員 浜 田 庄 二  
 同 中 田 玉 平

今回、地方自治法第199条第6項の規定にもとづき、鳥取県国民健康保険団体連合会に対し、昭和39年度に交付した国民健康保険診療報酬審査支払機関育成成費補助金及び診療報酬支払資金貸付金にかかる出納事務について監査を執行したところ、その状況は次のとおりである。

1 国民健康保険診療報酬審査支払機関育成補助金について  
 (1) 補助対象事業

- ア 国民健康保険診療報酬審査委員会の運営
- イ 同診療報酬審査支払事務
- (2) 補助金の額 2,900,000円(補助率3分の1以内)
- (3) 補助対象経費の支出状況 40,422現在

科 目	予 算 額	支 出 済 額	差 引 残 額	決 算 見 込 額
	円	円	円	円
1. 診療報酬審査委員会に要する経費	1,182,000	1,169,120	12,880	1,165,820
報 酬	660,000	660,000	0	660,000
旅 費	522,000	509,120	12,880	505,820
2. 診療報酬審査支払事務に要する経費	10,180,000	9,988,183	191,817	10,022,179
職 員 給 与	5,465,000	5,438,414	26,586	5,438,414
旅 費	151,000	150,554	446	150,554
職 員 手 当	2,754,000	2,715,285	2,715	2,751,285
職 員 厚 生 費	1,108,000	961,574	146,426	995,570
需 用 費	340,000	337,317	2,683	337,317
役 務 費	312,000	311,996	4	311,996
備 品 費	50,000	37,043	12,957	37,043
合 計	11,362,000	11,157,303	204,697	11,187,999

(4) 診療報酬審査実績

自39年4月 至40年3月

区 分	請 求 (受付)		返戻及び審査に よる減		決 定	
	件 数	点 数	件 数	点 数	件 数	点 数
医 科	895,807	165,683,689	11,729	7,144,351	884,078	158,539,338
歯 科	174,391	24,768,933	1,184	350,616	173,207	24,418,317
計	1,070,198	190,452,622	12,913	7,494,967	1,057,285	182,957,655

(5) 留意事項

ア 国民健康保険診療報酬審査委員会委員のうちの専任審査員(仮称)

の報酬の額は、委員の報酬及び費用弁償に関する規則に規定されて  
いないが、規定化されたい。

イ 役員退職手当積立規則にもとづく積立金を、規定される率で算  
出した額より21,000円多い額の545,000円を積立させていたことは適  
当でない。

2 国民健康保険診療報酬支払資金貸付金について

- (1) 貸付対象事業
- ア 国民健康保険診療報酬支払資金
- (2) 貸付金の額 20,000,000円
- (3) 運営資金特別会計の収支状況

歳 入 40. 3. 31現在

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	決 算 見 込 額	備 考
	円	円	円	円	円	
預託金	35,202,000	32,718,000	32,718,000	0	32,718,000	
債 債	20,000,000	20,000,000	20,000,000	0	20,000,000	県借入金
事業収入	2,205,000	2,266,087	1,392,685	873,402	2,266,087	資金利用料
繰越金	1,000	178,748	178,748	0	178,748	
諸収入	887,000	496,579	496,579	0	496,579	預金利子
合 計	58,295,000	55,659,414	54,786,012	873,402	55,659,414	

歳 出 40. 3. 31現在

科 目	予 算 額	支 出 済 額	予 算 残 額	決 定 見 込 額	備 考
	円	円	円	円	
元利償還金	22,185,000	20,403,542	1,781,458	22,025,622	
預託金繰越金	35,202,000	32,718,000	2,484,000	32,718,000	

総 出 金	予 備 費	計	800,000	0	800,000
800,000	108,000	58,295,000	800,000	0	800,000
0	0	53,921,542	108,000	0	0
4,373,458	55,553,622		4,373,458	55,553,622	

(4) 診療報酬支払資金等の貸付実績

診療報酬支払資金として県が貸し付けた20,000,000円は、各保険者か  
らの預託金とともに国民健康保険運営資金特別会計の財源にあてられ  
ており、この運営資金の保険者に対する当年度貸付実績は次表のとおり  
であった。

区 分	件 数	金 額	摘 要
		円	
診療報酬支払資金貸付金	32	41,586,640	
同上以外の貸付金	31	89,480,000	
合 計	63	131,066,640	

(5) 留意事項

ア 各保険者からの預託金は、被保険者1人当り100円を基準に預託  
されたもので、40年3月末現在の預託額は当年度に預託された216,  
000円を含めて総額32,718,000円となっていたが、この額は、国民  
健康保険法施行規則第32条によつて計算した預託金に比較して見て  
もわずかに22.5%程度にとどまっている。40年度から5箇年計画で  
被保険者1人当り200円を目標に預託方を保険者と呼びかけていた  
が、これが目標の達成と、とく現状では米子市を除く他の3市及び、  
1.2の町が低調であるので、これら低調な市町の預託促進について  
格別の配慮を望む。



イ 当会の「国民健康保険運営資金貸付規則」によると、貸付金利用料は、元金の返済期日に支払うことに定められているが、この収納が遅れ勝ちとなっており、40年3月末現在を以ても873,402円未納となっていた。利用料の常時収納促進に配慮の要がある。

倉吉職業訓練所  
 昭和40年6月25日監査  
 監査委員 中 田 玉 平

1 予算の執行状況 (40. 3. 31現在)

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
物品売払収入	27,245	27,245	0	
生産物売払収入	2,234,989	1,835,513	399,476	
合 計	2,262,234	1,862,758	399,476	

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予算合達額	支出済額	予算残額	備 考
総務管理費	46,000	39,383	6,617	
職業訓練費	11,144,353	10,959,862	184,491	
合 計	11,190,353	10,999,245	191,108	

2 訓練生の入所、修了及び就職状況

訓 練 職 種	定員	応募者	入所者	修了者	就 職			職 種
					県外	県内	自営	
テレビ・ラジオ修理工	人 30	人 23	人 28	人 21	人 9	人 8	人 4	人 1
内 燃 機 関 整 備 工	人 30	人 86	人 37	人 35	人 7	人 26		人 2
木 建 築 大 工	人 20	人 35	人 25	人 22	人 3	人 18		人 1
家 具 工	人 10	人 11	人 12	人 11	人 4	人 6		人 1
工 建 具	人 10	人 11	人 13	人 11	人 2	人 8		人 1
合 計	109	166	115	100	25	66	6	3

3 年度中における主な施設設備の整備状況

訓 練 職 種	内 容	金 額	備 考
テレビ・ラジオ修理工	真空管試験器外2品目	142,000 円	
建 築 科	電気鉋	23,000	
内 燃 機 関 整 備 工 科	圧縮機外3品目	312,964	

4 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 生産物売払収入の調定及び納入通知書の発行は、1週間分を1回に取替えて行なっているが、生産物の売払のつど行なうようにされたい。

イ 普通ガソリン及びハイオクタンガソリンの購入にあたっては、注油伝票により必要のつど注油を受けていたが、注油伝票の原付に、この品質区分の不明確のものがあつた。明確にしておかれない。なお、普通ガソリンのみしか単価契約を締結していなかつたが、ハ

イオクタンガソリンも同じ購入方式をとっているので、これについても単価契約を締結されたい。

ウ 物品の購入、修繕にあたり見積書の不足しているもの、予定価格を決めていないものがあつた。適正な事務処理に一層留意されたい。

エ 生産物の取扱いいについては、「県物品事務取扱規則」によることなく、従来から「職業訓練所における生産物に関する事務取扱要領」によつて、一冊の簿冊で引継(報告、処分)及び出納を行なつてい

るが、「規則」に照らし適当でないので、関係主管課は「要領」の改正を行ない、手続きの明確を期されたい。

(2) 公有財産の管理について

当所敷地内の倉吉市有地90.25坪及び国有地(陸道、陸水路敷)85坪の県有移管登記促進については、監査のつど指摘要望しているところであるが、現在なお進展を見ていない。成文化した貸借契約もないようであり、実情を調査して早急に善処されたい。

5 運営について

当所は従来より敷地が狭あいであり、自動車整備科などはその円滑な運営を阻害されていると認められる。さらに、近來、木工科などの建物の老朽化が目立ち、また、隣接の民間機械工場の騒音が授業を大きく妨げている。これらに対する抜本的対策を講じられるよう希望する。

米子 職業訓練所 昭和40年6月25日監査

監査委員 浜 田 庄 二

1 予算の執行状況(40.4.30現在)

(1) 歳入 (単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
物品売払収入	5,600	5,600	0	
生産物売払収入	2,124,655	2,102,655	24,000	
合 計	2,132,255	2,108,255	24,000	

(2) 歳出 (単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
総務管理費	455,535	455,490	45	
職業訓練費	18,863,093	17,758,055	1,105,038	
合 計	19,318,628	18,213,545	1,105,083	

2 訓練生の入所、修了及び就職状況

訓練職種	定員	応募者	入所者	修了者	就 職				備考
					県外	県内	自営	その他	
木工	30	33	23	21	6	13	1	1	
建築大工	30	46	29	27	—	24	3	—	
洋裁	30	52	29	28	5	18	—	5	
経理事務員	30	49	30	23	—	20	—	3	
自動車整備工	40	88	46	41	6	34	—	1	
機械	40	46	33	31	13	17	—	1	
プロック建築工	前期 30 後期 30	30- 20	16 20	16 17	5 —	11 14	— 3	— —	訓練期間 1~7月 10~3月

第二機械工 計	30 290	13 377	8 234	— 204	— 35	— 151	— 7	— 11	39年9月 開
------------	-----------	-----------	----------	----------	---------	----------	--------	---------	------------

3 年度中における主な施設設備の整備状況

訓 練 職 種	内 容	金 額	備 考
建 築 大 工 科	角のみ盤外2品目	100,000	円
洋 裁 工 科	人体外1品目	21,899	
自 動 車 整 備 工 科	ブレーキスタター外6品目	1,255,000	
機械工科・第二機械工科 計	旋盤外39品目	9,646,240	
		11,053,139	

4 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 生産物の価格の算定にあたり、原材料料費の加算を誤っているものがあつた。留意されたい。

イ 物品取扱主任の行なう原材料の整理簿の整備が不充分であつた。生産品の価格算定にあつての基礎資料ともなるので、受払の都度明確に整備されたい。

ウ 生産物を転用するにあたり、知事の承認を得ることなく、生産物の引継見積価格相当額を歳入金から歳入金に振り替えしないで転用していたことは適当でない。所定の手続きを行なわれたい。

エ 訓練生に対する作業手当の支給実績を見ると、なかには、訓練生の出席表と不整合を生じているものがあつた。また、作業手当支給要綱に「その日の訓練時間の2分の1以上出席しなければ支給しな

い」と定められているが、訓練生が遅刻、早退した日の訓練時間の取扱いが不明確であつた。このような場合の訓練時間は明確に記録しておかれない。

オ 当年度前半に購入した郵便切手等の代金で年度経過後なお未払となつているものがあつた。また、訓練生の傷害に伴なう医療機関に対する診療報酬は年間分を一括年度末に支払していたが、適時支払うようにされたい。

カ 自動車用燃料の購入については、注油伝票により必要のつど注油を受け、月間分をまとめて注油伝票の原付と照合確認の上一括検収する方法をとつていたが、原付に注油数量の記録されていないもの、注油伝票によらないで購入しているものがあつた。留意されたい。

キ 教材として使用する木材の購入についてはそのつど特定業者と随意契約によつてはいるが、随意契約による場合においてもなるべく2人以上から見積書を徴して実施されたい。

ク 物品購入同書の内容記録が全般的に不充分であつた。適正な事務処理をされたい。

ケ 生産物品の取り扱いは、倉吉職業訓練所の留意事項の(1)のエに述べたとおりである。

鳥取県開拓生産農業協同組合連合会

昭和40年4月14日 監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平

今回、39年度に、補助金が交付された当連合会の開拓営農振興指導事業(補助額134,000円)開拓指導奨励事業(補助額100,000円)、被害開拓農家営農改善資金利子補給事業(補助額488,320円)、災害資金利子補給事業(補助額541,657円)、乳牛導入資金利子補給事業(補助額940円)について、地方自治第199条第6項の規定に基づき監査を執行した。その結果、指摘改善事項は次のとおりである。

1 開拓営農振興指導事業並びに開拓指導奨励事業にかかる補助金の交付申請に当り、その事業量が不明確のまま補助金の交付決定を行なつていながら、該補助金交付要領の実施基準及び補助条件の内容等が不整備であることにも起因して、下記のとおり、補助金経理に適正を欠いたものがある。補助申請書の事業計画は各事業区分毎に具体的、数量的に記載される一方、補助要項等に事業の補助対象範囲、補助条件、流用制限等を定め、補助団体の指導監督を敢にして、補助事業の効率的実施を図られたい。

(1) 開拓営農振興指導事業

A 開拓営農計画樹立推進事業

ア 補助金交付申請の事業費101,000円に対して補助金88,000円を交付しているが、監査日現在、補助金経理簿で確認したその実績事業費は88,940円で、申請書記載事業費に比し12,060円の事業費不足となつており、当会の負担額はわずか940円である。

イ しかも上記支出済額中には、開拓農業協同組合長会議及び来賓者との懇談に要した食糧費並びに開拓者の延滞金、負債整理あるいは県予算対策打合せ等の際に要した食糧費31,660円並びに開拓営農振興協議会負担金900円、系統団体負担金18,860円、計51,42

0円(全事業費の57.8%)が含まれている。これらの経費は、本来補助対象外とすべきもの乃至は補助条件が不明確なため補助対象にすべきかどうか判断としないものである。

ウ なお、上記支出済額88,940円中に含まれる食糧費の総額は51,020円で、全事業費の57.4%を占め、経費効率の低い事業執行となつている。

B 開拓地婦人青年研修事業

ア 本事業は、開拓地における農業後継者の育成指導等の研修を当連合会が実施することとし補助申請事業費64,000円に対して補助金46,000円の交付を受けたものであるが、実際は、該研修会は鳥取県開拓者連盟が主催実施し、その経費を当会が支弁したものである。開拓者連盟がこの研修会を実施することは当初から決定していたにもかかわらず、当会の事業として該事業に対する補助金交付決定をしたことは遺憾である。

また、前記支弁額は僅かに13,450円に過ぎず、補助金の額にも達していない。従つて補助金の返還等の措置を執るべき事案である。

(2) 開拓指導奨励事業

ア 補助金交付申請事業費337,040円に対し、県費補助金100,000円を交付(定額予算補助)しているが、監査日現在確認した事業費は194,824円で、補助金交付決定時の予定事業費に比し大巾の減額となり、当初の補助目的どおり、補助事業が実施されているものとは認めがたい。

イ 上記支出済額中に、当連合会の系統団体に対する負担金9,000円、金融機関等との懇談経費4,344円が含まれているが、これらを補助

対象事業費と認めることには難点至りは判定に因却するものがある。  
 ㊦ 開拓地婦人部対策として、事業費92,830円をもって開拓地婦人部  
 研修を当連合会が実施したこととしているが、実際は、鳥取県開拓  
 者連盟が主催実施した事業費を支弁したに過ぎず、その補助金の整  
 理処置は適正でない。

エ 補助対象事業となつている教育情報対策事業(会報の刊行及び各  
 種資料の配布、事業予定額56,600円)が全つたぐ実施されていなか  
 つたことは遺憾である。補助金交付決定通知により決定された事業  
 は完全実施すべきである。

2 被害開拓農家営農改善資金利子補給事業で、単位開拓農業協同組合の  
 委任を受けて利子補給金の原に對する請求と受領を代行しているが、各  
 期ごとの利子補給金の請求を「補助金等交付申請書」によつて行なつて  
 いる。

鳥取県補助金等交付規則第6条及び第21条並びに利子補給契約書の約定  
 の定めるところにより、「請求書」で行なうべきである。

3 昭和39年度における各種資金の利子補給事業実績は次表のとおりであ  
 るが、これら当会が転貸した資金の融資について、融資元本の最終償還  
 期限到来後3か月を経過してなお元本又は利子の全部又は一部が回収さ  
 れなかつた場合は、契約により県が損失補償を行なうこととなつている。  
 34年災害資金(最終償還期限39.8.10)については、40年4月3日現在  
 元金62,091円が未回収であり、損失補償の対象となつている。延滞金、  
 利子の早期回収について格段の努力望む。

昭和39年度各種資金利子補給実績表

資 金 名	当 初 貸付金額 円	該当 組合 数	(39.12.31) 期 末		左の貸付 総額の内 延滞 円	約正残高 (利子 補給計算 元金)	円	円	39年度 内利子 補給 円
			貸付総額 円	延滞 円					
32年改善 3.5%	8,234,000	29	3,374,036	436,656	2,937,380	235,642			
32年改善 5.5%	10,461,000	29	3,819,425	631,746	3,187,679	185,101			
34年改善 3.5%	923,000	3	566,031	73,781	492,250	39,384			
34年改善 5.5%	1,311,000	4	823,472	360,472	463,000	30,193			
34年災害 3.5%	731,000	2	165,190	165,190	0	3,291			
34年災害 5.5%	849,000	4	0	0	0	151			
38年豪雪 3.5%	7,960,000	10	6,139,822	191,822	5,948,000	386,953			
38年豪雪 5.5%	3,070,000	6	2,009,534	564,801	1,444,733	84,797			
38年長雨 3.5%	1,830,000	4	1,653,545	153,545	1,500,000	66,465			
34年乳牛 5.5%	557,000	4	48,678	18,340	30,138	940			
計	55,926,000	95	18,599,753	2,596,553	16,005,200	1,030,917			

中海干拓事業所

昭和40年4月20日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
 同 中 田 玉 平

1 予算執行について

昭和39年度に係る昭和40年3月31日現在の支出状況は次のとおりである。

科目	予算合達額	支出済額	残額	附記
干拓事業費	10,525,128	9,242,786	1,282,342	予算合達額中・人件費 5,634,500円含む
計	10,525,128	9,242,786	1,282,342	支出済額” 5,792,490円含む

2 経理出納、その他事務処理

- (1) 昭和39年度において、歳入、歳出外現金として指定金融機関に払い込まれたものうちには外現金として取扱うことが適当でないものが含まっていた。地方自治法第235条の4の規定より適正に処理された。
- (2) 物品の購入に当り、合見積書を徴しないまま、コンプレッサー(1台57千円)、ガレージヤキ(1台58千円)及び眼鏡付ドリダート(1台40千円)等を購入していたが、これらはいづれも競合性を有すると認められるものであるので、合見積書を徴すべきである。
- (3) 物品取扱主任が備えるべき物品整理簿並びに職員別貸与簿の記帳が

区分	全体計画		38年度まで		39年度		40年度		備考
	千円 事業費	事業量	千円 事業費	事業量	千円 事業費	事業量	千円 事業費	事業量	
1 建設工事	468,179		326,676		78,405		63,098		
(1) 総工事費	443,340		307,947		75,189		60,204		
ア 堤塘	206,685	5,037m	138,152	4,003m	37,541	465m	30,992	569m	
イ 幹線排水路	5,265	910m	3,444	671m	1,821	239m	—	—	
ウ 承水路	13,230	2,780m	6,373	1,275m	3,924	840m	2,933	665m	
エ 幹線道路	1,391	1,324m	675	656m	430	413m	286	255m	

未整備であったので、早期にこれが整理を行ない、物品の出納及び保管責任を明確にされたい。

- (4) 当所保管備品のうち、さく岩機1台、ジープ1台を米子地方農林振興局耕地課に借用証を徴して貸出していたが、かい相互間で物品貸出しを行なう場合の保管責任が明確でない。当所の物品のように、購入財源の関係から保管転換を不適当とする物品を県内部において貸借する場合の事務処理方法につき、県当局は検討善処されたい。

- (5) 代替補償工事のうち、第4船溜標識灯設置工事(193千円)を業者を指名競争入札に付していたが、第1回入札で落札者がいないため、再度入札に付することなく直ちに随意契約を行なっていた。「鳥取県建設工事執行規則」第28条2項の規定により適正に処理すべきである。事業実績は次のとおりである。

- (1) 崎津地区代行干拓事業実施状況

本理立	210,394	1,801 594㎡	155,887	1,260 144㎡	30,879	307 139㎡	25,628	234 301㎡
カ雑工事	6,375		5,416		594		365	
(2) その他	24,839		19,729		3,216		2,894	
2 附帯工事	31,233		18,193		6,395		6,645	
合 計	499,412		344,869		84,800		69,745	
造成面積	114.47ha		84.17ha		18.10ha		12.20ha	
農地の他	97.86		70.66		16.20		11.00	
	16.61		13.51		1.90		1.20	堤防・道水路・般溜敷地

果 樹 試 験 場

本場・津ノ井分場・北条試験地

昭和40年4月26日監査

監査委員 浜 田 庄 平  
同 中 田 玉 平

1 予算執行について

昭和39年度に係る昭和40年3月31日現在の収入、支出の状況は次のとおりである。

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	附 記
使 用 料	1,471	1,471		
物品売却収入	30	30	0	土地(電柱敷地)使用料
生産物売却収入	2,054,874	1,989,859	65,015	
計	2,056,375	1,991,360	65,015	

(2) 支出

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	残 額	附 記
総務管理費	148,000	122,900	25,100	
農業総務費	13,062,359	13,022,009	40,350	
農業構造改善事業費	3,000	3,000	0	
農業改良普及費	4,640	4,640	0	
農作物対策費	8,000	8,000	0	
果樹試験場費	8,503,000	7,007,553	1,495,447	
計	21,728,999	20,168,102	1,560,897	

(註) 支出残額1,560,897円中債務負担額は1,429,260円で、差引131,637円が不要額となる見込である。

2 昭和39年度における主もな試験研究は、次のとおりである。

試験項目	経費	備考
傾斜地果樹園の薬剤散布機械化試験	445,000	梨・栗 本場試験地 河原試験地 北条
果樹園土壌の有効水分保持法試験	291,000	
砂丘地ブドウの湿害防止試験	100,000	北条試験地
果樹の種類品種導入試験	197,000	梨・栗一本場、柿一河原試験地、ブドウ一本場、北条試験地
20世紀梨の黒斑病予防試験	200,000	本場
” 無袋化試験	389,000	津ノ井分場
病害虫発生予察実験	679,240	梨・一本場、柿・ブドウ一本場、北条試験地、河原

3. 経理出納その他事務処理

- (1) 津ノ井分場において収納した歳入金は、収獲期に本場より毎日派遣される職員に持参させ、本場の指定金融機関(赤碓)に分任出納員(分場長)を納入として払込んでいるが、最寄(鳥取)の指定金融機関に払込み、遠隔地に現金輸送する危険を排除することにつき検討されたい。
- (2) 物品の購入に当り、相見積書の徴取を省略することができるときについては、「昭和39.4.1付発出第18号総務部長、出納長通知」により定められているが、これが遵守されていないものが散見されたので留意されたい。
- (3) 購入物品のうち、クロモットキヤベネット等数件が物品整理簿及び職員別備品貸与簿に登録されていないので、物品事務取扱規則のとおり登記を厳守し、物品保管責任を明確にされたい。
- (4) 備品購入費より、試験研究用機械器具等1,084,682円を購入してい

たが、購入品目の選定等予算の執行は、予算積算の経緯を尊重するよう努められたい。

(5) 契約に基き委託販売以外の方法で果実を売却する場合、収獲の時期、品種、規格等による市価の変動に従い、適時に価格査定伺簿をもつて販売価格決定を行なうよう配慮されたい。

(6) 生産物の場内職員に対する販売は個人を対象として事務を取扱っているため、収獲期の事務が、煩さとなり、代金の納入も遅延がちなため、場内販売は職員の団体を対象にする等事務処理の簡素化につき検討されたい。

(7) 分場及び試験地で生産した物品の処分はそれぞれの分場、試験地で行なわれているが、河原、北条試験地については分任出納員の配置がなく、したがって処分手続きは本場で形式的に事務処理されているにすぎない。生産品の引継ぎ困難な地域には分任出納員を配置し、適正な事務処理とするよう関係当局は検討善処されたい。

なお、分場において生産物品を処分することができる場合は「鳥取県物品事務取扱規則(第32条2項)」によると、かい長の承認を受けた場合に限り行っているが、これが承認を書面によらないため、あいまいなものとなつている。文書で承認手続を行なうべきでつる。

(8) 果樹病害虫発生予察事業で、病害虫発生予察情報員に対して報酬66,240円を支出していたが、同情報員に対する業務指示が口頭指示であるため、それらよりの情報報告から見ても、業務が完全履行されていないかと思われるもの、あるいは、その記載内容の不備のものが散見されたので、基本的業務の指示事項は文書で明確に指示されたい。(本場)



(9) 北条試験地における畑地かんがい施設の所有区分が不明確であるので、該施設の所有区分を明確にされたい。

4 財産管理について

(1) 32年度に本場内に建築された職員住宅1棟(42.9 $mi^2$ )は現位置が日常生活に極めて不便なため、37年5月より使用されていないことは前年の定期監査報告で指摘したとおりである。

一方、職員よりは職員宿舍設置の要望が大きい。宿舍として利用できる地域への移築(例へば畜産試験場内)乃至は他への用途変更を図り財産の効率的使用につき善処されたい。

(2) 北条試験地の実験室兼調査室の敷地(0.877 $a$ )は地元寄附によるものであるが、未登記のままである。関係当局は早期に手続きを執らねたい。

(3) 河原試験地の用地のうち、果有地(15.74 $a$ )は町道の変更などにより境界、面積とも不明確であった。早期に境界を明確にし、行政財産の管理に遺憾のないようにされたい。

5 組織及び運営について

(1) 研究員と、これを補助する常農夫との適正なる組合せによる配置について考慮されるよう要望する。

(2) 機動力の配備状況は、本場はジーザ1台、オートバイ1台、津ノ井分場はオートバイ1台のみであり、現地試験調査はもとより、職員不足を補うため及び暫次増加しつつある収穫物の処理のためにも、機動力の増強が必要であると認める。

確 検 定 所

昭和40年5月19日監査

監査委員 浜 田 庄 平  
同 中 田 玉 高  
同 小 谷 善 高

1 予算執行について

昭和39年度に係る昭和40年3月31日現在の収入、支出状況は次のとおりである。

収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	附 記
行政財産使用料	204	204	0	土地(電柱、敷地)使用料
蕪糸検査手数料	573,900	573,900	0	
線糸試験"	231,233	231,233	0	
試験繭乾"	1,668	1,668	0	
物品売払収入	193,534	193,534	0	不用品売払
生産物売払収入	24,427,877	24,427,877	0	生糸売払代金23,622,434円 副蚕糸額" 805,443円
計	25,228,416	25,228,416	0	

支 出

科 目	予 算 合 遂 額	支 出 済 額	残 額	附 記
総 務 費	109,000	108,977	23	
農 業 総 務 費	18,129,939	18,022,248	107,691	
備 檢 定 所 費	33,530,000	27,391,493	6,138,507	
計	51,768,939	45,522,718	6,246,221	

01078

2 39年度における主な業務実績は次のとおりである

(1) 繭検定鑑定試験業務

ア 繭 検 定	397件	244,550円	(手数料)
イ 繭 鑑 定	234件	129,000円	( 〃 )
ウ 繰 糸 試 験	346K160g	231,233円	( 〃 )
エ 試 験 繭 乾 燥	208K500g	1,668円	( 〃 )

(2) 繰糸業務

ア 生糸の生産及び処分状況

38年度 よりの繰 越数量	39年度 生産数量	保管中 の増量	計		卸		40年度 繰越 数量	備 考
			数	金	量	額		
Kg 1,201,088	Kg 5,107,450	Kg 50,690	Kg 5,294,452	Kg 23,622,434	Kg 19,780	Kg 1,084,576	外	

イ 副産糸類の生産及び処分状況

種 別	38年度 よりの繰 越数量	39年度 生産数量	計		売 額		40年度 繰越 数量	備 考
			数	金	量	額		
きびそ	Kg 45,700	Kg 452,300	Kg 498,000	Kg 314,600	Kg 360,045	Kg 183,400		
びす	Kg 58,100	Kg 483,700	Kg 541,800	Kg 384,300	Kg 92,913	Kg 157,500		
揚 繭	Kg 13,900	Kg 112,100	Kg 126,000	Kg 126,800	Kg 8,977	Kg 0		
辻除繭	Kg 123,385	Kg 171,400	Kg 294,785	Kg 16,485	Kg 7,420	Kg 166,300		112Kの消費分がある
糸せんど	Kg 8,500	Kg 13,025	Kg 21,525	Kg 21,550	Kg 17,240	Kg 0		
糸せんど	Kg 1,400	Kg 1,400	Kg 2,800	Kg 2,810	Kg 6,309	Kg 0		
緒	Kg 6,800	Kg 6,800	Kg 6,800	Kg 6,800	Kg 1,644	Kg 0		

生 産	2,473,000	2,473,000	2,473,000	91,655	0
繭 乾	1,280,000	3,742,000	5,022,000	3,654,000	219,240
計				805,443	1,368,000

3 経理出納その他事務処理について

- (1) 自動繰糸機の新設に伴い不用となった多条繰糸機の処分につき、売却見償価格より低い価格で売却されたことは適当でない。
- (2) 不用物品売却代金193,534円を収入しているが、売却に当り数品目を一括し鉄屑として処分したため、処分後の出納簿の整理が未処理のままとなっていた。また、数台を一連とした機械類を1台ごとと備品出納簿へ登記しているため、処分台数に不整合を生じているものがあった。物品出納簿の記載は明確にされたい。
- (3) 当所構内の公舎が使用する水道料金は、分岐メーターがないため、水道使用料金の負担区分が不明確である。関係当局はこれが負担区分を明確にすべきである。
- (4) 繭の検定、鑑定、試験繭乾燥の手数料は請求または、申請のときに、繰糸試験手数料は生糸引渡の際に納付することと規定されているが、これらの収入は納入通知書交付の方法によつて異なる。事務取扱の実情からして、これらは現金領収書により収納すべきものと思料されるので検討善処されたい。
- (5) 繰糸業務で生産された生糸は、生産主任から毎日報告、引継ぎされ、また、処分時は庶務係で行なつて行なっているが、実際は処分時まで生産主任が保管管理の責任を負つており、事務手続は事実と異つた手続とな

っている。すべて物品は責任ある保管に付するよう善処されたい。

(6) 当所の建物は建築後約30年を経過し、かなり老朽化が目立ち、建物維持修繕費も漸次多く必要となっている。一方蚕糸業界は当時の盛況を過ぎ、職員の減少、繰糸機の自動化等につれて建物全般が実際必要面積より過大となっていると認められる。特に寄宿舎は、前年度の定期監査報告書でも指摘したとおり、昭和30年以降は寄宿舎としては使用されていない。一方、当所には職員住宅がなく、寄宿舎の一部を使用しているが、殆んどが遊休化しており老朽化に一層拍車をかけている状況である。関係当局は早期に施設の効果を図るよう善処されたい。

農 業 試 験 場

本場	昭和40年5月4日監査	二賢高
東伯分場		
監査委員 浜田庄		
同 野坂浩		
同 小谷善		
同		
西伯分場	昭和40年1月22日監査	
監査委員 浜田庄		

1 予算執行について

昭和39年度に係る40年3月31日現在の収入、支出状況は次のとおりである。

(1) 収入

科 目	調 定 額	収入済額	収入箱	附 記
物品売払収入	円 26,000	円 0	円 26,000	
生産物売払収入	1,638,603	1,322,347	316,256	
雑 入	964	964	0	土地(電柱)使用料
計	1,665,567	1,323,311	342,256	

(2) 支出

科 目	予算合連額	支出済額	残 額	附 記
総務管理費	円 1,041,051	円 1,021,900	円 19,151	
農業総務費	38,081,982	38,022,708	59,274	
農業改良普及費	373,395	171,010	202,385	
農業振興費	213,800	65,398	148,402	
農作物対策費	413,000	195,883	217,117	
植物防疫費	271,000	154,020	116,980	
農業試験場費	16,056,000	13,754,169	2,301,831	
畜産総務費	74,000	24,000	50,000	
畜産振興費	196,000	79,850	116,150	
農地総務費	136,000	72,000	64,000	
計	56,836,228	55,540,938	3,295,290	

2 39年度の主な調査試験研究は次のとおりである。

調査試験項目	予算額	附	記
地力保全調査	千円 2,142	本	場
病害虫発生予察事業	1,394	"	"
二条大麦育種試験	1,368	"	東伯分場
水稲乾田直播栽培体系試験	650	"	"
主要農作物奨励品種決定調査	573	"	"
土壤生産力の増強と施肥法改善試験	560	"	"
水田高度利用による田畑輪換試験	500	"	"
稲作におけるコンバイン利用法試験	460	"	"
農業構造改善地域の技術確定調査	400	"	"
加工原料そさい省力多収試験	380	西	伯分場
協業経営に関する営農試験	350	本	場
中山間部水稲直播栽培様式試験	230	"	"
水田そさい花苧栽培試験	130	"	"

3 経理出納その他事務処理について

(本 場)

(1) 生産物(野菜)の委託販売にあつては、契約の締結を行なわれたい。

(2) 政府に売り渡した米穀代金を収納する場合、指定集荷業者(農協)にかい長(分場長)名義の預金口座を設け、口座に振込みされたものをかい長の公印で払出した後農協あての納入通知書を発行し、指定金融機関に払込みしている。この事務処理方法は実務上止むを得ないと認めるが、県会計規則の規定に合致しないので、なお検討し善処され

たい。

(3) 生産物売払収入で、40年1月15日に調定したビール麦代金12,340円、なたね代金3,728円は前記預金口座に振込まれた金額と不適合を生じ、ビール麦代100円、なたね代1,444円が未調定となつており、また、口座振込済歳入金の調定が相当期間遅延している。収入事務の適正を期されたい。

(4) 肥料検査で実施している肥料の検査等の状況は次表のとおりである。肥料の分析又は検査を依頼しようとする者は、「鳥取県肥料検査手数料条例」の定めるところにより受検手続きを執り手数料を県に納入することとなっているが、これらのうち、依頼検査については後述するような事情もあり、年度当初に予定数量を申請させ、検査終了後県の発行した納入通知書に基づき規定の依頼書を提出させているため、年度経過後の申請となつているものがあり、したがつて、手数料納付も事後となり、3月末現在109,125円が収入未済となつていた。受検手続き並びに手数料納付時期については条例の定めるところにより処理すべきである。

手数料及び収去品等検査・分析状況

区分	37年		38年		39年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
登録料	12	7,000円	3	1,500円	3	1,500円
分析料	11	4,500	7	3,100	11	8,100
更新料	54	25,000	17	5,250	5	1,500
検査料	4,848	355,600	2,802	210,150	2,181	165,575

計	400,100	220,000	174,675
収去品	215	331	478
調査品	9	8	5

(5) 物品の修理に当り、業者の見積内容が実体と合わないものがあつたので注意されたい。

(6) 大規模草場地造成試験等で試験地の無償提供を受けて使用する場合、話し合いによつては、実態に即した契約を締結して使用することが適当である。また、新除草剤実用化、試験委託において、委託料の外に委託料が相当と認められる資金が受託者に支払われているがこれは委託料に含めて契約すべきものと思料される。

(7) 県有農機具を試験担当農家に貸付けて行なつてきた副業経営に関する営農試験は39年度で終了したが、監査日現在、貸付農機具は貸付けたままとなつていた。今後の活用についても検討し早期に措置されたい。

(8) 購入単価2万円以上の適合性がある物品を合見積書を徴しないうまま発注を行なつていゝるものが相当に見受けられたが、合見積書を徴し購入決定を行なうべきである。

なお、購入物件中には、各科において直接見積書を徴して発注を行ない、物品購入手続きが事後となつていゝるものがある。前段留意事項とも関連し、物品購入は規定に従つて行なうべきである。

(9) 生産品の処理については、各科からは場主任(生産主任)が受取り、一括して引継(報告、処分)が行なわれている。「鳥取県物品事務取扱規則」第8条3項の規定により、生産品を試験研究、生産のため直

ちに消費する場合においては生産主任は生産品の受払を明らかにしておかなければならないこととなつていゝるが、各科の収獲を行なう現場の責任者と場において生産主任としていゝる者が異なるため、生産主任はこの受払記録ができず、各科が記録してゐる。また、生産数量の把握も困難な状況にあつた。生産主任の配置及び事務処理方法について検討の要がある。

(10) 場生産のそ菜の引継は、種類ごとにとりまとめる1回行なわれおり、従つて、物品出納簿に受払のない生産品が未決裁のまま生産主任の責任において処分されていゝる。「鳥取県物品事務取扱規則」の定めるところにより適正に処理されたい。

(東伯分場)

(11) 物品取扱主任が管理する物品の物品整理簿、職員別貸与簿の作成整備がいまだ行なわれていゝないので、早期にこれが整備を行ない、適正管理を行なわれたい。

(12) 東伯分場の生産品はすべて分場長からかい長に引き継ぎ、本場において処分したこととなつていゝるが、実際は分場長が処分し、出納及び保管を行なつていゝる状況である。形式的事務処理とならないよう、分任出納員を配置し適正処理を図るよう善処されたい。なお、生産品の引継(報告処分)書及び物品出納簿は所定の様式に改めるようになされたい。

(13) 二条大養育種試験事業で、39年度より耐病性についての現地選抜試験ほ場3ヶ所(県外1、県内2、面積88a)を設け、新品種の作出に努力してゐたが、この試験ほ場置についての取りきめが、土地提供者と分場長との間で行なわれていた。支出負担行為を伴う契約はかい長

で行なうべきである。なお、契約内容についても試験に関し相手方が行なうべき一般的事項、経費及びその支払方法、試験に伴う損害の負担に関する定め等の約定がなく適切を欠いていた。契約に当つては必要事項を詳細に定めるべきである。

(西伯分場)

(14) 当分場の生産物売代金の収納については、前年の監査報告で意見を述べたとおり、分場には分任出納員の配置がなく、隣接の農産加工所の出納員が便宜的に分場に係る歳入金の収納事務を取り扱い、農業試験場の出納員へ引き継いでいるが、この処置は適正でない。農産加工所の出納員が正當に収納できる措置を講じられたい。

(15) 試験研究等により生産された物品を分場長が処分できるのは、「鳥島県物品事務取扱規則」第32条2項の規定によりかい長の承認を受けた場合に限るとなつてはいるが、この承認行為が明らかでない。書面により明確化するよう留意されたい。

(16) 加工トマト栽培試験、スイートコーン栽培試験等の委託事業で、肥培管理内容及び方法等の委託設計内容が不備である。自己が行なうと同様な基準設計を提示し、委託試験の効果的実施を図られたい。なお、地力保全調査事業の現地委託試験においては試験設計が受託者に提示されていない。同様に留意されたい。

(17) 試験ほ場の作業等に要した賃金376,980円が支出されていたが、雇用記録が未整備でその実績確認ができない状況にあつたので、これが記録整備を日々行なうこととされたい。

4 財産管理について (本 場)

(1) 前年の監査報告で指摘した果有は場と隣接民有地との境界の明確化については調査測量を実施中であつたが、なお、37年3月取得のは場(8反9畝3歩)及び防除器具室(14坪)、土壌減菌(3坪)は本庁の財産台帳に未登録であり、建物についても用途変更の措置を必要とするものがあつた。関係部局は早期にこれらの事務手続きを執られたらいい。

(東伯分場)

(2) 当場の建物は相当年月を経過しており、老朽の度がはなはなしい。中には長期間未使用のままとなつてはいるもの、すでに当初の用途を変更し、本庁の財産台帳登録の名称と相違しているものがある。当局は「公整財産事務取扱規則」の定めるところにより早期に事務手続きを執り、維持管理に万全を期されたい。

5 場の組織、運営について

(1) 39年度肥料検査事業の予算額340千円に対し特定財源(手数)200千円が予算計上されていたが、収入調定額は174,675円で、予算額に対し87%の収入率となつてはいる。このうち、依頼検査による手数料は163,575円で、全体の94%となつてはいるが、自発的な肥料検査の依頼は殆んどなく、収入財源確保のため検査実施機関が業者に依頼している実状であり、また、人員配置の面から見ても、このため収去検査が手薄になりがちであることなどの実態からして、特定財源の大半減額、または、依頼検査制度のあり方につき検討善処されたい。

(2) 当場の肥料検査室で行なつてはいる「肥料取締法」に基づき肥料若しくはその原料の収去並びに分析検査業務については、検査員の不足のため十分な分析検査ができない状況である。一方、中小家畜試験場飼

料検査室においても37年度から「飼料の品質改善に関する法律」に基づき同様の分析検査を実施しているが、中小家畜試験場の監査報告で意見を述べたとおり、両方の技術者、施設を併せて検査室を統合し、検査態勢を強化することにつき検討を加えられたい。

農 業 講 習 所

昭和40年5月4日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 野 坂 浩 賢  
同 小 谷 善 高

当所は、農業改良助長法による普及事業の一環として、昭和24年4月1日から農業改良普及員の養成とその再教育並びに農村中堅青少年の養成を旨とし、就中、農業改良普及員の養成及び研修を重点に運営されて来たところであるが、昭和40年3月31日をもって廃止された。ちなみに当所が設置されて以来の所要経費(支出済)額は25,559千円を要しており、同所卒業生は次表のとおりである。

農業講習所卒業生推移等状況調

年次	本科生	実科生	研究科生		本科卒業生の就職状況					
			第一部	第二部	農協営農指導員	農業改良普及員	官公庁	自営	民間会社	その他
25	11	15	1	2	1	1	1	1	1	1
26	11	21	1	1	5	1	1	1	1	5
27	12	26	1	3	1	3	3	1	1	5
28	11	26	1	5	4	1	3	1	1	5
29	12	30	2	14	1	2	1	1	1	2

計	12	15	1	4	4	1	4	1	1	1	1	1
30	12	15	1	4	4	1	4	1	1	1	1	1
31	14	11	4	6	6	1	1	1	5	1	1	1
32	13	25	9	11	6	2	1	3	1	3	3	3
33	14	20	4	13	6	3	2	1	1	2	2	2
34	15	12	9	6	4	2	5	1	2	1	1	1
35	13	20	1	9	8	2	2	3	1	1	1	1
36	14	16	1	7	3	5	4	1	2	2	2	2
37	13	5	5	5	5	3	2	2	1	2	2	2
38	14	募集中止	募集中止	募集中止	3	6	2	1	1	2	2	2
39	9	"	"	"	1	1	1	1	1	1	2	2
計	117	242	31	81	51	20	38	26	12	30	30	30

1 事務処理について

- (1) 40年4月1日で当所が廃止されたことに伴う配備物品の返納手続きがまだ行なわれていない状況にある。「物品事務取扱規則(第20条)」に基づき返納手続きを早期にされたい。
- (2) 当所廃止後における教室、寄宿舎等の施設365.05坪の有効な利用方法について、農業試験場の今後の在り方と併せて検討されたい。

鳥取県種子協会

昭和40年6月2日 監査

監査委員	浜田庄二
同	中野玉平
同	野坂浩賢
同	小善高谷

今回、39年度に補助金が交付されている当協会の農作物採種管理事業補助額1,032,184円)について地方自治法第199条第6項の規定に基づき監査を執行した。

補助対象事業は採種事業推進活動事業、残量種子処理積立金事業及び残量種子処理補償事業に大別されるが、監査の結果は次のとおりである。

### 1 採種事業推進活動事業について

事業費1,031,679円に対し、補助金633,912円の交付を行なっていたが、補助金交付対象及び範囲等が不明確であることに起因し、次のとおり補助事業費の支出内容に経費効率の極めて低いもの並びに補助金経理処置に適正を欠く経費等がある。補助金交付要綱、補助金交付決定通知書等に補助事業対象経費及びその範囲並びに補助条件(支出制限含む)等を明定整備し、補助事業を効率的かつ適正に行なわせられたい。

(1) 上記支出額中、懇談経費等の食糧費は30.8%317,799円に及んでいゝる。これは補助事業者としての補助金経理の理解が極めてうすいことによるものと思料されるので、当局はさらに適切な指導措置をとられたい。

(2) 該補助事業費でキャベネット1点(14,000円)を購入していたが、補助事業経費の範囲とすることは適当でないと考えられる。

(3) 種子更新計画樹立協議会経費として100千円支出されていたが、その請求書及び領収書がなく適正支出と認めがたい。

(4) 種子生産技術研修会経費中、県農業改良普及所長(2普及所)に支出内容の不明確な6,000円が支出(S.39.10.8 S.39.10.14)されていた。適正な経理と認め難い。

(5) 種子更新啓蒙並びに採種技術指導のため、事業費78,000円でパンフレット及びボスターの印刷配布を計画し、補助金の交付を受けていたが本事業は未実施である。ちなみに、稲、麦、大豆の採種計画(配布計画)260,400kgに対し、種子配布量は59.5%の155,035kg(採種実績176,435kg)と極めて事業実績に不振で、補助的の事業効果は挙つていない。種子の精選方法とともに格段の配慮を要する。

(6) 種子流通対策事業として、事業費48,000円で品種展示圃18ヶ所を設置していたが、耕種基準及びその方法等が定められていない。効果の面よりして当然にその設計に基づき行なうべきである。

(7) 種子生産対策事業費398,480円のうち、283,000円で専用脱穀機2台、吹上選別機5台、台秤3台、唐箕回転計2個、防雀網6枚等の施設を整備していたが、補助金交付申請書にはこれらの施設整備については表示されておらず、したがつて、取得した財産の管理処分について何らの条件も附されていない。施設整備についてはその内容を申請書に明記させるとともに取得した財産の処分制限についても適切な条件を附するよう善処されたい。

### 2 残量種子処理積立金事業について

(1) 残量種子処分の際生ずる損失に充てるため、本協会が積立している残量処理積立金は他の経費と区分し預貯金等確実な方法により管理す



ることとなっている。

しかるに、実際は他の経費と区分することなく同一預金通帳により管理されており、また、他の経費との間の流用が禁止されているのに、一時的には一般会計へ100,000円の貸出が行なわれている。このことは積立金の果実の繰入れにも関連するので、補助条件に従って適切に処理するよう配慮されたい。

(2) 残量処理積立金249,812円が年度末に積立されているが、県からは39年12月24日に当該事業に係る補助金の70%相当額の概算交付を受けていることからして、積立金は補助金受領の日に、補助率により当然に積立すべきものと思慮される。

鳥取県農業協同組合中央会

昭和40年6月15日監査

監査委員	浜	田	庄	二
同	中	田	玉	平

昭和39年度において県より補助金が交付されている農業協同組合中央会事業活動促進費(単県費補助分、事業費1,173,119円、補助金900,000円、農業協同組合講習所分、事業費1,001,000円、補助金900,000円。)及び農業協同組合併野在指導員費(事業費690,000円、補助金345,000円)について地方自治法第199条第6項の規定に基づき監査を執行した。

その結果、指摘改善事項は次のとおりである。

1 中央会事業活動促進費(単県費補助分)について

(1) 中央会事業の活動促進を図るため、事業活動促進事業費1,175,119円に対し、県費補助金900千円を(鳥取県農業協同組合中央会事業活動

促進費補助金交付要綱(第2第2項)に基づき交付を受けているが、

該補助金の交付申請書は、前年度監査報告で指摘したとおり、39年度においても補助事業計画が事業項目のみで、事業量が不明確である。補助事業計画書は各事業区分毎に具体的、数量的に記載させ申請を行なわすべきである。また、実績報告書も同様に記載させるべきである。

(2) 上記事業中、農協青年部組織指導事業費140千円に対し補助金100千円と、農協婦人部組織指導事業費140千円に対し、補助金100千円をそれぞれ交付したこととなっているが、これらは、実際は、中央会の行なう事業経費に対して補助したものでなく、中央会と別個の組織体である鳥取県農協青年組織協議会並びに同婦人組織協議会が独自に行なう事業に対して、中央会を通じて間接補助金を交付した結果となっている。これらの間接補助は、該補助金交付要綱に定める本来の補助目的に、いさか反すると思われるので、これが措置につき検討善処されたい。

2 中央会事業活動促進費補助金(農協講習所分)について

(1) 従来行なってきた農協新規採用職員に対する1年間の養成教育は実施せず、当年度は新規採用職員並びに営農指導員を対象とした短期研修を次のとおり実施していた。

区 分	研修回数 及び期間	参加 人員	備 考
新規採用職員研修 前 期 研 修	回 8 日 34	人 147	男子40名、女子47名、各連合会15名
後 期 研 修	回 3 日 11	人 45	前期受講者を対象 男子19名、女子15名、各連合会11名
営農指導員専門研修 前 期 研 修	回 11 日 37	人 146	稲作、野菜、果樹、酪農、中小家畜 肉用牛の各部門別
後 期 研 修	回 6 日 24	人 68	稲作、野菜、果樹、大家畜、中小家畜 畜主として現地研修
計	回 28 日 106	人 367	

- (2) 補助事業費1,001千円に対し補助金900千円を交付しているが、このうち人件費511,001円(前年度451,022円、)1名分の年間総支給額の85.7%が支給されており、事業経費の51%占めている。前年度は1年間の研修期間であったのに比し、39年度は延71日間の事業実績であることからして、この人件費の負担率には一考を要するものがある。定額補助であつても、年によつて補助基準に大差のないよう慎重を期されたい。なお、補助事業の内容に明記されていない会議用机5個(25千円)が予算流用により購入されているが県当局は事業完了に伴う検査に配慮されたい。
- (3) 講習所施設完備のための前年度に行なつた積立金30千円の処置については、前年度の監査報告で述べたところであるが未措置のままであつた。早期に処理されたい。
- (4) 鳥取市湖山に所在の元鳥取県立農業協同組合講習所の施設を、農業協同組合の職員養成、教育施設として使用することを条件に、当会に、無償貸付しているが、同施設の使用管理の実態等において、貸付条件

に合致しないものであるの、留意されたい。

3 農業協同組合合併補助金(駐在指導員)について

(1) 合併組合の事業経営の確立を図るため、倉吉市外も農業協同組合に中央会が派遣した駐在指導員の指導費690千円(人件費46ヶ月分)に対し345千円を定額補助している。駐在指導員の指導記録の整備については前年の監査報告で指摘したところであるが、その措置が未了であり、また、駐在指導員の勤務状況の把握にも欠けていた。指導日誌を備えるなど事業効果の確認に努められたい。

(2) 県より補助金345千円を、概算払により39年12月26日に129千円、40年3月31日216千円受領していたが、駐在指導員に對しては、40年3月31日に一括支払いしているものがあることは適正と認めがたい。また、給与の領収書が組合名義となつていないもの、領収書のないものがあつた。事務の適正処理を図るよう指導されたい。

林 業 試 験 場

昭和40年6月29日監査

監査委員	浜	田	庄	二
同	中	田	玉	平

1 予算執行について

昭和39年度にかかる昭和40年5月31日現在における収支の状況は次のとおりである。

収 入	なし
支 出	

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	差 引 残 額
総務管理費	339,717 円	339,717 円	0 円
農業総務費	5,100	5,100	0
農業 "	9,818,619	9,818,619	0
林業振興指導費	35,200	35,200	0
森林病虫害防除費	172,600	172,600	0
造林費	934,000	934,000	0
治山費	323,883	323,883	0
林業試験場費	5,049,472	5,049,472	0
計	16,678,591	16,678,591	0

2 39年度における主もな試験研究は次のとおりである。

項 目	経 費
育林作業機械化試験	419,000 円
森林土壌理化学的分析	330,000
森林施業に関する研究	320,000
林業生産技術体系化研究	254,000
育苗に関する研究	223,000
林木育種に関する研究	161,000

3 事務処理について

(1) 当場は、鳥取県物品事務取扱規則 (第5条) に定める物品取扱主任を置かないまま出納員が直接に物品の交付及び受払を行なっているが、早期に任命すべきである。

(2) 39年度2月末まで購入した写真フィルム140本 (購入経費43,925円) の出納整理不明確であったので、3の(1)とも関連し、明確に物品出納を行なわれない。

(3) 当場内の苗圃で生産された苗木は、試験研究のため使用している外、公共緑化、農緑化用として無償分譲しているが、苗木の生産報告処分当り、「県物品事務取扱規則」第8条に定める所定手続きが行なわれず、記録管理も十分でない。規定に従って処理されたい。なお、生産品の譲与については同規則第32条により分類換を行なうたうえ、「同条及び第35条の規定により知事の承認を受けて処理すべきである。

(4) 国外産樹種 (テラダマツ) の現地適応性試験のため、試験地 (3ヶ所、1ha) を設置し、苗ほで生産したものを植栽しているが、該試験地の設置については場と土地所有者との間において話し合いのみにより行なわれている。

後年において中途返還要求分収等の問題も予想されるので、これらの試験地の設置に当っては、当初に取扱いを明確にした契約を締結するよう善処されたい。

(5) 38年度の定期監査報告で指摘した次の事項が改善されていないので、早期に適法な処置をとらねたい。

ア ストロープ軟の適応性及び成育試験にかかる土地所有者と場長間に交換された覚書の是正を要すること。

イ 試験地設置にかかる私有地借上契約が場長名であるものがある事。  
ウ 同じく土地借上契約が口頭契約で文書化されていないものがあること。

(6) 本庁の財産台帳に未登録となつている施設の事務手続きについては、

前年の監査報告で述べたところであるが、台帳整備は未了であった。39年度に建設した薬品貯蔵庫(160千円)の取得手続きと併せ早期に台帳整備を図らねばならない。

4 場の運営について  
 当場の試験は、その性質上長期にわたることとなるが、その試験地は、県有林内以外のものは前記のとおり、不安定、不正常な民有地の借上依頼している。

試験の継続性の確保と適応性の確認のために基本施設として試験地及び実験林の確保が望まれる。

鳥取県農業会議

昭和40年6月29日監査

監査委員	浜	田	庄	二
同	中	田	玉	平

鳥取県農業会議が39年度の補助事業として実施した農業会議補助事業(事業費6,067,911円、補助金5,237,000円)、農業構造改善推進事業(事業費830,516円、補助金715,000円)、農業会議農地特別調査事業(事業費98,072円、補助金98,000円)について、今回地方自治法第199条第6項の規定に基づき監査を執行した。

その結果、指摘改善事項は次のとおりである。

1 補助事業の経理方法について  
 補助事業の執行に当り、債務負担の決執行為を行なわないまま債務の負担、物品の発注等を行なっているが、補助事業の経理上その処置は当を得ない。明確な債務負担の決裁に基づき支出行為を行なうべきである。

なお、職員に資金を仮渡しし、会場借上経費、旅費等を支払ったもので、正当債主の領収書が徴されていないもの、あるいは精算処理を行なわないうままとなっているものがある。適確な会計事務処理を図る要がある。

2 農業会議補助事業について

(1) 職員退職給与積立金の積立額160千円に対して果費補助金100千円を「農業委員会等補助金交付要綱」の「農業会議の組織及び事務に要する経費」として交付しているが、該補助金を上記要綱の同項目により交付することには難があるので、同交付要綱に「職員退職給与金積立に要する経費」として補助する事業項目を設けてこれに基づき補助しようされたい。なお、本積立金は特別会計を設けて経理することが妥当であるので、検討善処されたい。

(2) 農政活動費378,439円の支出額中、補助対象とすべきか判断としては全国農業会議負担金、市町村農業振興特別指導事業主任者会議負担金、記念品代等82,400円が支出されていた。該補助事業要綱あるいは補助金交付決定通知の補助条件の内容が不十分であることに起因しているものと認められるので、これが整備を図り、補助対象を明確にして補助事業を効率的に執行しよう留意されたい。

3 農業構造改善推進事業について

農業構造改善事業促進対策普及浸透事業費830,816円に対し、715千円の補助金を受け、農業構造改善事業の円滑適正な推進に努めていたが、事業経費の支出に当り、請求内訳の不明確なもの、支払証明を必要とするもので証明行わないもの及び講師手当支払の際控除した所得税が未払込のままであったものなどがあつた。事務の適正処理に留意されたい。

4 農業会議特別調査事業

- (1) 農地法の規定条項(第4条、第5条、第20条)により知事の諮問に答申するための現地調査に要した事業費98,072円に対し補助金98,000円の交付を受け現地調査72件を実施しているが、その中に知事が農地の転用又は転用のための権利移動あるいは貸付借の解除等の許可したものであるについて農業会議がその履行確認のために行なつた現地調査31件、これが経費9,339円が含まれている。該履行確認調査経費は補助対象外とすべきであるので善処されたい。
- (2) 補助事業に係る県の検査は監査日現在実施されておらず、従つて検査結果の通知も行なわれていない。法定義務規定である該検査は早期に厳に履行されたい。

鳥取県農業共済組合連合会 昭和40年7月7日 監査

監査委員 中 田 玉 平

当連合会が59年度の補助事業として実施した農業共済事業費補助金(補助対象事業費13,252千円、補助金13,252千円)、農業共済事業特別事業事務費補助金(補助対象事業費446千円、補助金446千円)、家畜診療所整備強化補助事業(事業費603,793円、補助金434,000円)、家畜診療用車輛購入事業(事業費1,160千円、補助金500千円)について、今回地方自治法第199条第6項の規定に基づき監査を執行した。

その結果、指摘改善事項は次のとおりである。

- 1 農業共済事業事務費補助金について
  - (1) 県よりの家畜共済事業事務費補助金交付決定通知書に、補助対象経

費1,872千円とすべきを5,891千円としていた。補助金の交付決定に當つては申請内容を慎重に検討し、事務処理を誤らないようにされたい。

(2) 前記補助金の確定基準は、交付決定額と、当連合会が当該年度において徴収した家畜共済事業事務費賦課金の額に2分の1を乗じて得た額とのいずれか低い額となつてはいるが、徴収された賦課金の内容が不明確である。補助事業の検査執行は厳正を期し、補助金経理に遺憾のないよう十分指導されたい。

2 農業共済事業特別事務費補助金について

- (1) 農作物損害評価実測費補助対象額359千円に対し、全額補助を受けて事業を実施していたが、支払経費のうちに計算基礎が不明確なもの、不適当なものがある。主管当局は補助事業の指導及び検査にさらに徹底を期されたい。
- (2) 損害評価実測に要した賃金(水稲103千円、麦59千円)の支出に係る支払書類に出役日数の表示がなく、親金のみ請求となつてはいる。また出役計算に適正でないものがあり、「労働基準法」第108条に基づき賃金台帳の複製も行なわれていない。県当局はこれら一連の事務処理につき遺憾のないよう指導されたい。

3 家畜診療用車輛購入事業で、家畜診療用車輛3台(1964年1代350cc、1台800cc、2台)の購入事業費1,160千円に対して補助金500千円を交付しているが、この車輛の耐用年数を、農林省は耐用年数表でもか年で定めているものを該補助金交付決定通知で「家畜診療用車輛は購入の日から4か年間」と決め、かつ、当連合会においてもその「管理簿」で4か年で償却することとなつてはいる。その処置は適正でない。県当局は補助金等適正化法第16条第1項により、補助金交付決定通知に附した補助条

件の是正通知を早期に行なわれない。

畜産試験場・畜産講習所・県営大山放牧場  
昭和三十九年7月23日監査  
二 高 修  
庄 善  
田 谷  
浜 小  
監査委員 同  
同 新 見

1 予算執行について  
昭和三十九年度に係る昭和三十九年4月30日現在の収入、支出の状況は次のとおりである。  
収入

科目	目	額	収入	済	未	備	考
		円	円	円	円		
総務	使用料	700	700		0		
農林水産	業手数料	5,445,200	5,252,900		192,300	土地(電柱)使用料	
	物品売払収入	120,000	120,000		0	精液譲渡手数料	
	生産物売払収入	3,668,970	3,668,970		0		
	家畜類売払収入	3,340,618	3,340,618		0		
	雑収入	4,600	4,600		0	不用品売払代	
	計	12,580,088	12,587,788		192,300		

支出

科目	目	予算	合	支出	差引	備	考
		円	連	済	残		
			額	額	額		
総務	管理費	1,562,691		1,561,423	1,268		
農業	総務費	16,800		16,800	0		
農業	構造改善事業費	6,000		6,000	0		
畜産	総務費	20,325,318		20,351,628	26,310		
畜産	試験場費	16,617,238		16,055,926	561,312		
畜産	振興費	18,732		18,687	45		
畜産	牧場費	397,000		323,780	73,220		
計		38,943,779		38,534,244	609,535		

2 39年度における主なものな事業は次のとおりである。

項	目	経	費
			円
乳牛	改良事業		4,008,736
家畜	人工授精事業		2,327,885
	飼料作物生産事業		1,152,865
	乳用種雄牛性能調査		1,030,360
	和牛改良事業		950,465
	肉用若合肥育試験		599,130

3 経理出納その他事務処理

(1) 種雄牛の精液の譲渡は、殆んどが酪農団体及び人工受精師などへ定期的に送付し、これから随時需要者へ配布し、未使用のものは返品伝票に現物を添えて場へ返送されており、差引き使用本数を翌月調定し

ている。これらの取扱いについては、規定化しておくことが適当である。

また、収入は「手数料」により徴収しているが、現実の事務処理は生産品の返品条件付私下げで、「手数料」の概念に入らない。これらのことについては種畜場の監査報告で述べたところであるが、むしろ財産収入として生産物売却収入で処理することが適当と思はれるので関係当局は検討善処されたい。

(2) 精液譲渡手数料及び生産物売却収入で納期限後に収入されているものが相当あり、また、手数料については4月30日現在192,300円収入未済となっていたが納期限まで処理されなかったものに対する督促状発行の事務手続きが行なわれていない。「鳥取県債権管理事務取扱規則」に定めるところに従って所定手続きを執られたい。

(3) 当敷地内に設置されている電柱5本、支線2本は官地占用地さく許可願（占用期間38.4.12～41.3.31）により許可されているが、38年度は調定せず、39年度において両年度分を一括調定していた。会計規則第4条の規定により、公有財産の管理を会長に委任していない関係から、場において調定を控えたためと思われるが、この種の調定は、現実の管理を行なっているそれぞれの会で行なえるよう措置を講ずる要がある。

(4) 米糠（10屯）の購入に当り、契約書は「納入場所、赤碓駅ホーム渡し」となっているが、実際は赤碓駅のロープ渡しとして取引し、貨物車からホーム降しの手数料980円を支出している約定に従い、過払分の返納を受けるべきである。

(5) 家畜飼料として飼料給与設計がないまま濃厚飼料84,501kg（3,286,

105円）及び粗飼料205,156kg（950,909円）を購入していたが、飼料給与設計の作成に基づき購入されたい。

(6) 畜産講習所生徒は場内の講習生宿舍に寄宿しているが、寄宿に当り県が負担すべき経費についての定めがない。主管部局は他の機関も含め県が負担すべき経費区分を明確にするよう要項を定めることにつき検討の要がある。

(7) 乳牛の雄で生後直ちに処分するものについては、家畜報告（引継処分簿）簿により生産品として処理され、物品出納簿（様式9号（2））には登記されていない。

家畜については引継ぎ及び出納簿登記の時期、引継後処理等事務手続きに明確を欠く面が多く、これが事務処理については他の試験研究機関の監査報告でも述べたところであるが、これが取扱いにつき当局は早期に検討善処されたい。

(8) 生産品（牛乳）を試験研究等の目的以外に153.9kgを使用しているが、「鳥取県物品事務取扱規則」第32条に規定する措置が行なわれていない。また、は場70aを使用、自家採種したトウモロコシ650kgの生産報告等の事務手続きが未了であった。規則の定めるところに従って適切に処理されたい。

(9) 不用品として煮沸消毒機外20点を売却処分していたが、物品出納簿の入手が未処理であり、また、不用品と決定した物品の部分品を使用して場において作製した物品の出納簿への登記が行なわれていない。

(10) 39年12月15日に行なった乳牛1頭の事故報告に対し、本庁より何らの通知も行なわれていない。このことについては、昭和39年5月6日発出第40号「現金（有価証券）又は物品を亡失損傷した場合の取扱い

について」により、当局は適切に処理するよう配慮されたい。

(11) 場は赤碓町の簡易水道より給水を受け、水道料金を一括して県費より支弁しているが、場内の公舎、職員住宅において使用するものは分別すべきである。

4 財産

(1) 行政財産を県の財産台帳と照合の結果、名称の相違するもの、用途変更の手続未了のため普通財産と重複して登録されているもの、用途の廃止されているもので事務手続きが行なわれていないものなどが見受けられたので、関係当局は早期にこれらの所定手続きを執り、管理に遺憾のないようされたい。

(2) 当場敷地内に建設されている普通財産(職員宿舍牧夫舎等)の敷地の区域が不明確であるため、行政財産と考えられる土地を所定手続きを執ることなく個人に使用させているものがあり、また、職員宿舍に物置がないため、行政財産である物置(30坪)の一部を個人に無許可のまま使用させているものがある。主管部局はこれらの普通財産の区域を明確にするとともに、行政財産を目的外に使用させる場合は、「鳥取県公有財産事務取扱規則」の定めるところに従って事務手続きを執られたい。

(3) 当場のほ場周辺の斜面にある5ha余の雑林は防風林として以外未利用のままとなっている。これら山林地帯の活用については重放牧による草地造成など計画されていたが、林業との関連における試験研究等中山間地帯振興の将来を考え合せてその高率の利用を図るよう検討されたい。なお、これらの立木は財産台帳に未登録である。これが事務処理について主管部局は適切な指導を行なう必要がある。

(4) 37年3月31日取得の講習所研修館(75.66坪)は県の財産台帳に未登録であり、また、38年度にふらん室を改造、講習生宿舍に用途変更しているがその手続きが未了である。なお、用途の廃止された旧講習生宿舍、食堂及び附属建物(延57坪)についても何らの措置も行なわれていない。主管部局は早期に事務手続きを執り、管理の万全を期されたい。

5 事務事業について

(1) 種畜の払下については、「鳥取県種畜等払下規程」に基づき行政処分とすべきを、申請者と売買契約を締結し、処理されていることは適当でない。また、払下後、規程に定める払受者からの蕃殖成績報告は履行されておらず、折角の規程も無意味なものとなっている。

(2) 39年度における人口受精用精液の利用実績は

精 液 の 利 用 状 況

区 分	輸送数	返送数	使用数	利用率	備 考
和 牛	本 494	本 168	本 326	% 65.9	3頭
乳 牛	23,752	6,024	17,728	74.6	12頭 うち2頭は種畜場へ保管

で、和牛の利用率は種畜場の発足に伴い著しく低下し年間526本が使用されたにとどまり、3頭のうち1頭は精液の採取を行なっていない状況であった。精液の需要を勘察し、適切な飼養規模とするよう配慮されたい。



財団法人 鳥取県住宅公社 昭和40年5月24日監査  
 監査委員 浜 田 庄 二  
 同 中 田 玉 平  
 同 小 谷 善 高

1 昭和39年度中の主要事業の実施状況

(1) 誠道団地分譲事業

昭和38年度に於て造成した12,380坪のうち、昭和39年度に966坪(3,866,100円)を分譲している。

(2) 浜坂団地造成事業

鳥取市浜坂地区に29,893坪(44,527,257円)の用地取得を行なっている。

(3) 三柳団地造成事業

米子市西三柳地区に39,955坪(120,769,335円)の用地取得を行ない、現在造成中であり、一部完成したものの360坪(1,739,520円)を県営住宅用地として県に売却している。

(4) 丸山賃貸住宅

昭和38年度に引続き12世帯が入居している。

(5) 大阪青年寮住宅貸付事業

昭和38年度に引続き、財団法人大阪青年寮への住宅貸付を行っている。

2 経理状況

昭和39年度末における経理の状況は、別表のとおりで、当年度は団地造成を主とし、その分譲が少なかつたため、229,916円の当期欠損金を生じており、これを前期からの繰越利益剰余金5,734,657円で補てんし、

あわせて損失補てん準備金に2,000,000円、別途積立金に3,000,000円を処分し、差引504,741円を未処分利益剰余金として次期に繰越している。

3 留意事項  
 (1) 証ひょう書類に請求年月日、委任状の委任事項不明確等、整理が不十分なものが見受けられた。

貸 借 対 照 表  
 昭和40年3月31日現在

資 産 の 部	負 債 及 び 資 本 の 部
流動資産	流動負債
現金預金	未払費用
210,477,612	453,834
未収金	未払費
22,417,144	13,810
1,166,732	52,817
49,544	12,593
184,623,379	374,611
2,220,813	239,111,445
49,675,405	238,256,992
10,718,657	198,000
38,300,578	570,124
85,000	86,329
364,170	20,587,741
10,000	300,000
197,000	14,783,000
	5,504,741
合計	合計
260,153,017	260,153,017

損益計算書  
(自昭和39年4月1日  
至昭和40年3月31日)

費用の部	収入の部	損益の部
経営費 2,312,088円	経営収入 2,312,088円	
大阪青年寮 1,520,088	大阪青年寮 1,520,088	
丸山賃貸住宅 792,000	丸山賃貸住宅 792,000	
事業原価 5,605,620	事業収入 5,605,620	
誠道分譲団地 3,866,100	誠道分譲団地 3,866,100	
三柳分譲団地 1,739,520	三柳分譲団地 1,739,520	
事業外費用 1,090,958	事業外収入 1,450,327	
支払利息 1,090,958	受取利息 1,448,369	
一般管理費 589,285	雑収入 1,958	
合計 9,597,951	合計 9,597,951	

剰余金計算書

(自昭和39年4月1日  
至昭和40年3月31日)

- 1 前期末処分利益剰余金 5,734,657円
- 2 利益剰余金処分額
  - (1) 損失補てん準備金 2,000,000
  - (2) 別途積立金 3,000,000
- 3 繰越利益剰余金 734,657
- 4 当期欠損金 229,916

5 当期末処分利益剰余金

504,741

財団法人 鳥取県開発公社 昭和40年5月24日監査

監査委員 浜田庄二  
同 中田玉平

1 昭和39年度における主要事業の実施状況

(1) 米子皆生温泉用地取得事業

米子皆生温泉線の街路拡巾用地として、1,405.8坪(40,059.456円)を第三者のためにする契約により県のために取得し、昭和38年度に取得した用地のうち1,432.53坪、代金27,767,775円を収入している。

(2) 米子港米子駅線改良用地取得事業

米子駅前広場の整備のため、補償費として、20,280,000円(6戸分)を支払っている。

(3) 1級国道29号線用地取得事業昭和38年度に引続き、304.8坪(17,820,947円)を取得している。

(4) 郡家停車場久能寺線用地取得事業

昭和38年度に於て県のために取得した郡家停車場久能寺線の改良工事用地288.62坪に対する代金5,523,848円を県より収納している。

2 経理状況

昭和39年度末における経理の状況は、別表のとおりで、当年度で281,892円の欠損金を生じており、これを前期末処分利益剰余金1,342,699円及び損益修正減額940,225円差引繰越利益剰余金402,474円で補てんし、残額120,582円を未処分利益剰余金として次期に繰越している。

3 留意事項

- (1) 証ひょう書類に請求年月日、委任状の委任事項不明確等、整理が不  
充分なものが見受けられた。
- (2) 県の公共用地取得を、民法第557条の規定(第三者のためにする契  
約)により行なっているが、同条第2項に定める第三者(県)の債務  
者(土地所有者)に対する意思表示がなされていないので検討善処さ  
れたい。

貸借対照表

(昭和40年3月31日現在)

資 産 の 部	負債及び資本の部
流動資産	流動負債
現金預金	未払費用
51,101,559	38,513
未収金	未払り
1,584,109	75,850
114,810	21,899
87,092,736	138,877,457
241,097	138,800,000
95,400	64,800
145,697	12,657
	1,120,582
	1,000,000
	120,582
合 計	合 計
140,134,311	140,134,311

(注) 長期借入金の内訳は、県50,000千円、山陰合同銀行72,800千円、

鳥取銀行16,000千円である。

(自 昭和39年4月1日  
至 昭和40年3月31日)

損 益 計 算 書	費 用 の 部	収 入 の 部	
事業原価	33,291,623	事業収入	33,291,623
郷家久能寺線用地取得	5,523,848	郷家久能寺線用地売却収入	5,523,848
米子皆生線用地取得	27,767,775	米子皆生線用地売却収入	27,767,775
一般管理費	2,974,073	事業外収入	2,692,181
		受取利息	2,692,181
		当期欠損金	281,892
合 計	36,265,696	合 計	36,265,696

(自 昭和39年4月1日  
至 昭和40年3月31日)

剰 余 金 計 算 書	前 期 未 処 分 利 益 剰 余 金
前期損益修正	1,342,699円
当期欠損金	△ 940,225
当期未処分利益剰余金	281,892
	120,582

(注) 「前期損益修正」は、昭和38年度決算において、建設工事を含めていた経費を、一般管理費(損益勘定)に振替えた為の修正減である。

鳥取県農業信用基金協会 昭和40年6月2日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 野 玉 平  
同 野 坂 浩 賢  
同 小 谷 善 高

1 昭和39年度における主要事業の実施状況

(1) 出資金等について

当期末現在における出資金の状況は次表のとおりであり、本年度中に県が11,630千円、市町村5,360千円、農業協同組合等2,950千円、その他800千円、計20,740千円が増加し、一方農業協同組合等の合併により、30千円が減少しており、差引20,710千円が増加している。

(会員状況)

区 分	前年度末	本 年 度			本年度末
		加	入	脱 退	
鳥 取 県	1	—	—	—	1
市 町 村	40	—	—	—	40
農業協同組合連合会等	130	5	5	26	109
そ の 他 法 人	2	1	1	—	3
合 計	173	6	6	26	153

(注) 「農業協同組合等」の加入及び脱退は合併によるものである。

(出資金状況)

(単位千円)

区 分	前年度末	本 年 度			本年度末	構 成 比
		増	減	少		
農業近代化資金						
鳥 取 県	55,620	11,630	—	—	67,250	38.0%
市 町 村	22,220	(1,280)	—	—	28,860	16.3%
農 協 等	30,270	(2,340)	—	30	35,550	20.1%
そ の 他	810	5,290	—	—	1,610	0.9%
小 計	108,920	(3,620)	—	30	133,250	75.3%
一 般 資 金						
鳥 取 県	21,220	—	—	—	21,220	12.0%
市 町 村	1,280	—	(1,280)	—	0	—
農 協 等	24,810	—	(2,340)	—	22,470	12.7%
そ の 他	0	—	—	—	0	—
小 計	47,310	—	(3,620)	—	43,690	24.7%
合 計	156,230	(3,620)	(3,620)	30	176,940	100.0%
純 計	156,230	24,360	5,650	176,940		
	156,230	20,704	30	176,940		

(注) ( ) 内の金額は、一般資金から近代化資金へ振替えたもの

(内書) である。

(2) 債務保証の状況について

ア 保証申込処理状況

保証申込処理状況は次表のとおりであり、保証承諾は1,913件、426,404千円で、前年度に比し407件、8,553千円減少している。  
なお、保証承諾の内訳は、近代化資金が1,884件、413,071千円、一

般資金が29件13,333千円となっている。

(金額単位 千円)

区 分	前 年 度	本 年 度
前年度未処分	143 41,094	10 44,438
保 証 申 込	2,246 455,041	1,956 394,333
申 込 辞 退	59 14,229	21 5,428
申込一部辞退	86 2,511	49 905
拒 絶	—	—
査 定 減	—	—
保 証 承 諾	2,320 434,957	1,913 426,404
未 処 理 分	10 44,438	32 6,034
承諾後取消及び 辞 退	34 2,931	10 1,433

1 保証後の処理状況

保証承諾後の処理状況は次表のとおりであり、本年度における貸付実行により成立した保証債務は、近代化資金1,947件、427,642千円、

一般資金21件、5,125千円、計1,988件、432,767千円で、前年度に比し129件の減であるが、金額は24,322千円の増である。また、代位弁済、求償権の償却等は行なわれていない。

(金額単位 千円)

区 分	前 年 度	本 年 度
前年度残末高	3,494 532,480	5,400 846,920
保 証	2,097 408,445	1,988 432,767
保証後取消	12 183	12 902
保証後一部取消	23 227	27 229
償 還	179 9,200	404 21,084
一 部 償 還	2,654 84,359	3,806 130,612
代 位 弁 済	—	—
一部代位弁済	1 36	—
年度未保証残高	5,400 846,920	6,952 1,127,553

(3) 利子補給業務について

附帯業務として、旧財団法人協会より承継した整備農協(旧北谷外10農協)に対する利子補給717千余円を行ない、当該農協が負担すべき金利の軽減を図っていた。

2 経理状況

昭和39年度末現在における経理状況は別表のとおりで、当年度において3,595,548円(近代化資金842,402円、一般資金2,753,146円)の利益金を生じており、全額を準備金として積み立てることにしている。

3 留意事項

(1) 基金と保証力について

当年度末現在における保証残高は、近代化資金1,105,435千円、一般資金22,118千円計1,127,553千円であり、これに対し保証基金は、近代化資金133,250千円、一般資金43,690千円、計176,940千円である。保証残高を、業務方法書に定める保証最高限度額と対比すると次表のとおりとなり、近代化資金では83.0%、一般資金では5.1%、合計63.7%で、保証余力は641,847千円となっている。

区 分	本 年 度 末 保 証 残 高(A)	本 年 度 末 基 金 高	保 証 最 高 限 度 額 (B)	(A) / (B)
近代化資金	1,105,435	133,250	1,332,500	83.0%
一般資金	22,118	43,690	435,900	5.1%
計	1,127,553	176,940	1,769,400	63.7%

これは、本制度の趣旨が普及されたいない面もあると考えられるので、農業者等に対する普及にさらに努力されたい。

(2) その他

ア 債務保証委託証書等に契約年月日の記入のないものがあるので整

備すること。

1 理事会及び審査委員会に理事又は委員の代理者が出席した場合、理事等が出席したこととして旅費、交通費を支給しているが、理事については当協会の規約で代理権の行使を禁止しており、審査委員の代理についてはその定めがなく、これらの支給は適当でない。

4 希望意見

当協会の行なう保証については現在再保証の制度が設けられていない。現在までのところ、当協会保証にかかるとして代位弁済を行ったものは僅かに1件のみであるが、今後、養鶏を主とする畜産関係等の大口融資の償還期に入るに伴い、代位弁済も増加することが予想される。これに対処しても、再保証の制度は当協会の運営上必要欠くべからざるものと考えられるので、これが実現について努力されるよう要望する。(別表)

貸 借 対 照 表

(昭和40年3月31日)

資 産	負 債	資 本
流動資産	雑 負 債	69,216円
預 金	近 代 化 資 金	69,216
186,681,967円	1,127,553,284	1,127,553,284
163,722,467	22,117,644	22,117,644
22,959,500	3,925,891	3,925,891
1,127,553,284	2,522,318	2,522,318
341,661	1,073,044	1,073,044
311,661	330,529	330,529
30,000	利子助成	185,028,521
	資 出 交 付 利 益 金	176,940,000
	資 出 交 付 利 益 金	9,120
	資 出 交 付 利 益 金	2,483,853
	資 出 交 付 利 益 金	3,595,548
合 計	合 計	1,314,576,912
1,314,576,912	1,314,576,912	1,314,576,912

損益計算書 (自昭和39年4月1日至昭和40年3月31日)

科目	金額	費用			科目	金額	収益		
		近代化	一般	共通			近代化	一般	共通
事業直接費	1,181,005		746,974	434,031	事業収入	9,884,454	1,836	91,303	9,791,315
信用調査委託費	31,325			31,325	保証料	91,303		91,303	
業務管理費	312,380			312,380	預金利息	8,299,268			8,299,268
借入金管理費	89,045			89,045	有価証券利息	1,492,047			1,492,047
借入金補給利息	1,281			1,281	求償権利息延滞損害金	1,836	1,836		
事業管理費	746,974		746,974		その他収益	3,360,377		29,500	3,330,877
減価償却費	7,029,745			7,029,745	受取助成金	3,298,196			3,298,196
その他の費用	4,441,966			4,441,966	利子助成引当金戻入	29,500		29,500	
その他	86,799			86,799	退職給与引当金戻入	30,281			50,281
請求権償却引当金繰入	2,500,980			2,500,980	雑収入	2,400			2,400
利子助成引当金繰入	1,438,533		953,640	386,246	共通収益配賦額	13,122,192	(1,836)	(13,122,192)	
退職給与引当金繰入	876,526		895,467	11,059			9,447,978		
退職給与金	87,588			87,588					
改良資金納付金	342,646			342,646					
(小計)	88,173			43,600					
共通費用配賦額	(9,649,283)	(953,640)	(845,621)	(7,850,022)					
	(3,925,011)	3,807,261	117,750						
	(3,925,011)	3,846,511	78,500						

費用合計	9,649,283	8,607,412	1,041,871	
当期利益金	3,595,548	842,402	2,753,146	
合計	13,244,831	9,449,814	3,795,017	
				合計 13,244,831
				9,449,814
				3,795,017

(注) 「共通収益」「共通費用」の配賦は次の要領による。

共通収益……基金平均残高割 { 近代化資金 72%  
 一般資金 28%  
 共通費用…… { 保証平均残高割 (50%) { 近代化資金 97%  
 保証件数割 (50%) { 一般資金 3%  
 98%  
 2%

剰余金処分

未処分剰余金  
 当期利益金 3,595,548円  
 剰余金処分額  
 準備金繰入 3,595,548円

(参考) 剰余金の処分については、定款第36条により、全額を準備金として積み立てることになっている。  
 現在までの準備金の状況は次のとおりである。

区分	金額	内		計
		近代化資金	一般資金	
準備利益金	2,483,853円	208,803円	2,692,656円	
当期利益金	3,595,548円	842,402円	2,753,146円	
準備利益金繰入	3,595,548円	842,402円	2,753,146円	
処分後の準備金	6,079,401円	653,599円	5,445,802円	

株式会社 鳥取県漁業公社 昭和40年6月7日監査

監査委員 浜田庄二  
 同 中田玉平

1 昭和39年中の主要事業実施状況

ア 当公社は、昭和38年12月に巾着部の清算事務が概ね終了したことに伴い、職員を整理し、県漁連職員3名に事務委嘱するとともに、昭和39年から事務所を鳥取市県漁連内に移している。

現在の事業としては、前年に引続き、かつお、まぐろ漁業許可1統(沿岸振興対策分)を中央漁業公社に委託経営(賃貸)している。

イ 出資状況については、前年度と同様であり、昭和39年12月31日現在で次のとおり出資者数30団体、金額19,000千円である。



区分	出資者数	金額	構成比
漁業協同組合	22	千円 8,500	44.7%
振興漁業生産組合	1	750	3.9
漁業関係株式会社	5	1,800	9.5
県漁業協同組合連合会	1	700	3.7
鳥取県	1	7,250	38.2
合計	30	19,000	100.0

2 経理状況

昭和39年12月31日現在における経理状況は別表のとおりであり、昭和39年度中において中央漁業公社に委託した漁業収入3,250千円、預金利息27千円、その他雑収入860千円、計4,127千円の収入に対し、事務費17千円、短期借入金利息等の業務費1,639千円、諸税、負担金、家賃等施設費、その他で78千円、及び漁網(小羽網)1張りを売却処分したことに伴う処分損5,075千円を含み計6,809千円の支出があり、差引2,682千円の欠損を生じている。

この欠損金は次期繰越となり、前期繰越分とあわせ、合計39,699千円の種類欠損金となつていいる。

今後の負債整理対策と公社の在り方について根本的な検討が望まれる。

(別表)

貸借対照表

(昭和39年12月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
1 流動資産	2,665,402	1 流動負債	25,565,204
現金	514	買掛金	64,200
預取手形	1,164,888	未払費用	7,487
2 その他流動資産	1,500,000	未払費	67,965
仮払金	50,000	前受金	1,325,552
3 有形固定資産	50,000	短期借入金	25,100,000
建物	790,746	2 その他流動負債	74,998
構築物	354,622	仮受金	72,800
4 無形固定資産	436,124	預り金	2,198
外部出資	2,435,000	3 資本	△20,699,054
	2,435,000	繰越欠損金	19,000,000
		当期未処理欠損金	△37,016,909
合計	5,941,148	合計	△2,682,145
			5,941,148

損益計算書  
(自昭和39年1月1日  
至昭和39年12月31日)

損失の部	利息の部
事務費 17,450	受取利息 27,002
業務負担金 1,638,642	雑業収入 850,101
施設費 6,070	
雑損 49,347	
雑損 22,335	
当期未処理欠損金 5,075,424	
合計 △2,682,145	合計 4,127,103

欠損金処分  
(昭和39年12月31日)

前期繰越欠損金 37,016,909円  
 当期未処理欠損金 2,682,145  
 次期繰越金欠損金 39,699,054

鳥取県信用保証協会 昭和40年6月10日監査

監査委員 浜田庄二  
 同 中田玉  
 同 新見平修

1 昭和39年度中の事業実施状況

(1) 出えん金について

当期末現在における出えん状況は次表のとおりで、当期中に県3,601千円、30市町村4,451千円、3金融機関等650千円、計8,702千円出えんされ、前期中の出えん額に比し、1,273千円の減である。

なお、市町村の出えんは、当期において郡家町外4町村が新らしく出えんし、当期末に於て35市町村となり、未出えんは5町村となっている。

出えん団体	前期末	当期分	当期末	構成比
鳥取県	千円 104,120	千円 3,601	千円 107,721	% 58.2
鳥取市	51,800	—	51,800	28.0
米子市	4,347	1,100	5,447	2.9
倉吉市	2,463	503	2,966	1.6
境港市	1,235	1,285	2,520	1.4
小浜市	(26)	1,563(31)	3,355	1.8
町計	(30) 61,637(30)	4,451(35)	66,088	35.7
金融機関	5,862(1)	35(8)	5,897	3.2
普通相互銀行	2,132	—(2)	2,132	1.2
信用金庫	1,149(1)	115(3)	1,264	0.7
信託銀行	1,310	500	1,810	0.9
国民信用組合	10	—	10	—
県信用組合	30	—	30	—
小計	23	—	23	—
	(17) 10,516(3)	650(17)	11,166	6.0

業者団体	県中小企業団体中央会 県経営者協会	計	計	計	計	計
小	10	1	—	—	10	0.1
合	(2)	11	—	(2)	11	0.1
計	(50)	176,284(34)	8,702(55)	184,986	100.0	

(注) ( ) 書は、出入れ団体数である。

(2) 借入金について

借入金の状況は次表のとおりで、中小企業信用保険公庫より長期分として44,000千円、短期分として32,000千円、県より短期分として95,000千円、市町村より短期分として23,120千円、金融機関より短期分として88,000千円、総額282,120千円を借入れていたが、当期末残高は305,000千円となっている。

(単位 千円)

借入先	前期末残	借入高	当 期 返 済 高	当期末残	備 考
中小企業信用保険公庫	128,000	44,000	1,000	171,000	(長期)
〃	43,000	32,000	69,000	6,000	
鳥取県	—	95,000	95,000	0	
鳥取市	6,500	8,000	14,500	0	
米倉子市	10,000	2,000	—	12,000	
倉吉市	3,000	1,500	—	4,500	(短期)
境港市	2,900	600	—	3,500	
山陰合同銀行	9,030	11,020	2,050(24)	18,000	
鳥取銀行	50,000	80,000	50,000	80,000	
鳥取銀行	—	8,000	—	8,000	

合 計	長 期	短 期	計	計	計	計
128,000	44,000	1,000	171,000	124,430	238,120	230,550
252,430	282,120	231,550	503,000			

(3) 信用保証の状況について

ア 信用保証申込処理状況

信用保証申込処理状況は次表のとおりで、当期中に於ける保証承諾は、1,823件1,259,486千円で、前期に比し285件、120,565千円減少(8.7%減)し、当期末累計は16,095件、9,215,077千円となっている。また、申込に対する当期中の承諾率は、89.1%で前期に比し2.3%減少している。

(金額単位 千円)

区 分	前 期 末	前 期 中	当 期 中	当 期 末
保証申込	件数 12,459 金額(A) 6,941,526	件数 2,163 金額 1,510,565	件数 1,904 金額 1,413,406	件数 16,526 金額 9,865,497
拒絶	件数 18 金額 10,940	件数 10 金額 12,700	件数 3 金額 3,800	件数 31 金額 27,440
取消	件数 192 金額 188,994	件数 102 金額 106,630	件数 81 金額 103,820	件数 375 金額 399,444
査定減	件数 231 金額 62,570	件数 85 金額 31,766	件数 46 金額 30,990	件数 362 金額 125,326
調査中	件数 (28) 金額 (82,900)	—	—	件数 25 金額 98,210

00004

保証承諾	件数	金額 (B)	12,164	2,108	1,823	16,095
		6,575,542	1,380,049	1,259,486	9,215,077	
承諾率 (A)/(B)		94.7%	91.4%	89.1%	93.4%	

(注) 「調査中」の「前前期末」の件数、金額は、前期末である。

1 保証後の処理状況

保証後の処理状況は次表のとおりで、保証承諾後に於て、取消、償還、代位弁済等が行なわれた結果、当期末における保証貸付現在額は、一般分2,522件、2,238,638千円、鳥取火災復興分67件、34,145千円、伊勢湾台風分16件、5,318千円、県小口分1,476件、231,435千円、合計4,081件2,509,537千円となっている。

保証承諾に対する代位弁済の率は、当期末に於て6.6%で、前期末に比し0.1%上昇している。また、代位弁済額に対する回収率は当期末40.5%で前期末に比し2.3%低下している。

次に、この代位弁済に伴う求償権は当期末に於て362,775千円となるが、このうち、不良求償権を284,811千円償却し、差引77,964千円の現在高となっている。

この償却求償権のうち、保険金で補てんされるものが161,438千円あるため、実質は当期末に於て88,390千円となっている。

(金額単位 千円)

区	分	前	期	末	当	期	中	当	期	末	備	考
保証承諾	件数	14,272	1,823	16,095								
	金額 (A)	7,955,591	1,259,486	9,215,077								

保証貸付現在高	件数	金額	3,632	—	4,081
		2,158,682	1,368	138	1,506
代位弁済高	件数	金額 (B)	520,570	88,880	609,450
弁済率 (B)/(A)			6.5%	—	6.6%
回収高	件数	金額 (C)	472	85	557
		222,720	23,955	246,675	
回収率 (C)/(B)			42.8%	—	40.5%
求償権償却	件数	金額	457	160	617
		214,759	70,052	284,811	
求償権現在高	件数	金額	439	—	332
		83,091	—	77,964	

(償却求償権)

区	分	前	期	末	当	期	中	当	期	末	備	考
償却求償権高		99,070	24,303	123,373								
回収高		28,881	6,102	34,983								保険金で補てんされる額を除く。
差引現在高		70,189	—	88,390								

2 経理状況

当期末における状況は別添のとおりで、当期において480,762円の剰余金を生じており、このうち半額240,381円を内部保留として責任準備金に、残240,381円を基金準備金にしている。

3 留意事項

(1) 代位弁済について

代位弁済は、当期88,880千円しており、前期の99,972千円に対し11.0%を示し、年々増加の傾向にある。

今後、関係機関と連携をとり償還期限を履行させ代位弁済の減少に努力する必要がある。

(2) 回収額について

代位弁済の回収額は、当期23,955千円しており、前期の26,880千円に対し2.925千円の減、回収率についても前述したとおり当期末において40.5%で、前期末に比し2.3%も低下している。また償却求償権の回収についても、当期6,102千円で前期中8,221千円に対し2,119千円の減、回収率は当期末28.4%に対し、前期末29.2%で0.8低下している。これらの回収については、相当努力されているが、さらに格段の努力をする必要がある。

(3) 諸規程等の整備について

当協会の運営上、をの根拠となるべき諸規程等で、不備のもの及び作成を要するもの等があるので早急に整備する必要がある。

(別表)

貸借対照表

昭和40年3月31日現在

借	方	貸	方
現金	67,688	基本財産	188,113,311
預け金	411,064,401	基金	177,017,097
有価証券	18,050,000	基金準備金	11,096,214
不動産	18,307,823	責任準備金	11,094,381
動産・不動産	2,509,537,418	求償権償却準備金	2,504,483
保証債務見返	77,964,438	退職手当引当金	8,958,420
求償権	12,537,399	保証債務	2,509,537,418
雑勘定	50,000	借入金	303,000,000
支所勘定		雑勘定	24,371,154
合計	3,047,579,167	合計	3,047,579,167

収支計算書

(自昭和39年4月1日 至昭和40年3月31日)

支出の部	収入の部
經常支出	經常収入
役員給与	保庫金利息
その他の人件費	預け金利息
旅費	有価証券利息配当金
事務費	調査料
6,071,418	1,087,000
36,020,315	71,004,793
18,075,989	43,696,850
1,246,145	19,833,983
864,080	
	0

借入金	6,798,716	繰上	2,045,642
土地建物	484,000	繰上	4,340,798
信用借入	99,700	繰上	520
指導費	1,318,507	繰上	
指図書	7,150	繰上	
負債	1,054,610	繰上	
經常収支	34,984,478	繰上	
經常収支差額	114,056,903	繰上	79,312,806
求償債権	70,051,774	繰上	6,102,085
不動産債権	759,957	繰上	0
信用借入	11,408,143	繰上	24,302,618
退職金	2,272,769	繰上	2,272,769
責任準備金	240,351	繰上	45,749,156
求償債権	26,807,101	繰上	886,178
退職手当引当金	2,516,778	繰上	34,744,097
合計	185,061,696	繰上	185,061,696

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会  
昭和三十九年6月15日監査

監査委員 浜田庄二  
同 中田玉平

1 昭和三十九年度中の県よりの財政援助事業の実施状況について

(1) 社会福祉協議会活動事業

本事業は、福祉指導員の設置及び地区福祉活動指導を目的とし、算定基準により算出した額を県より補助金として受け入れて実施している。

(国2分の1、県2分の1)

種目	事業費	県補助金	備考
指導員給与費	777,268	600,000	(指導員数2名)
その他の経費	149,194	124,000	
計	926,462	724,000	

(2) 社会福祉事業

本事業は、地域社会福祉協議会育成強化、福祉計画化促進、民生児童委員活動推進等の各事業を実施したものであり、これらの事業に対し県より補助金を受け入れている。

種目	事業費	県補助金	備考
地域社会協育成強化	64,533		
福祉計画化促進	104,822		
民生児童委員活動推進	81,943	300,000	(予算計上額どおりの補助)
指導員活動促進	60,178		
ネットワーク調整	17,427		
連絡調整	48,864		
計	377,767	300,000	

(3) 心配ごと相談所事業

本事業は、市町村の社会福祉協議会に心配ごと相談所を設置し事業を実施したものである。国、県、市町村の三者が、それぞれ40,000円を補助するものであり、昭和39年度に於て、鳥取市社協外5社協に対し、県補助金をそのまま支出している。

事業名	金額	備	考
心配ごと相談所	240,000円	(一)社協に対し4万円, 6社協分)	

(4) 世帯更生資金の貸付事業

本事業は、低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営なまわしめることを目的として実施するものであり、昭和39年度未現在の状況は次のとおりであつた。

ア 資金 (県補助金) 状況

本事業の資金は県よりの補助金をあてており、従来より交付された補助金の総額は71,500千円に達し、そのうち、昭和39年度には15,000千円 (国3分の2、県3分の1) の補助を受けている。

(単位 千円)

区分	前年度末	当年度	果	計	備	考
県補助金	56,500	15,000	71,500			

なお、次に記載する貸付総額より償還額を控除した額と、上記資金の額を比較すると、資金の枠に11,500千円余の相当額の余裕を生じている。

イ 貸付状況

当年度における貸付決定は、申込み342人、26,676千円に対し、248人、16,849千円で、決定率は人員数72.5%、金額63.2%を示し、貸付額については次表のとおりで、当年度分248件、16,708千円である。

前年度末	当年度分		累計	
	件数	金額	件数	金額
1,955円	248	16,708,000円	2,183	95,372,658円
77,664,658円				

ウ 償還状況

当年度分の償還状況は次表のとおりであり、償還率は56.3%で、前年度分に比し6.0%上昇している。

区分	分	償還計画額		収入済額		償還率 %	延滞額 円
		円	円	円	円		
現年度分	元金	10,969,880	6,778,999	61.8	4,190,881		
	利子	675,131	418,795	62.0	256,336		
	計	11,645,011	7,197,794	61.8	4,447,217		
過年度分	元金	7,659,659	3,806,157	49.8	3,833,482		
	利子	715,955	258,647	36.1	457,308		
	計	8,355,594	4,064,804	48.6	4,290,790		
合計	元金	18,609,519	10,585,156	(50.8)	8,024,363		
	利子	1,391,086	677,442	(43.9)	713,644		
	計	20,000,605	11,262,598	(50.5)	8,738,007		
				56.3			

(注)償還率の( )内は、前年度分である。

(5) 世帯更生資金貸付事務  
前記貸付事業に伴なう事務費については次のとおり県より補助をうけて経理している。

区分	決算額	県補助金	備	考
貸付金事務費	1,932,928 円	1,046,000 円		(国1/2, 県1/2)

2 財政援助事業の経理状況について

昭和39年度末の経理状況は別表のとおりである。

3 留意事項

(1) 県補助金 300,000 円の交付を受けた社会福祉事業の事業内容毎の経費配分を要領しながら知事の承認がとられていない。補助決定の条件により承認を要することとなっているので、留意すること。

(2) 世帯更正資金貸付金の償還状況は、前述したとおり、元利を含めて当年度末に於て56.3%となり、前年度に比し6.0%上昇しているが、償還延滞元金は8,024,365円に及び、そのうち、最終償還期限が到来するも、なお未償還となっているものが217件、4,535,494円ある。償還金は、次の貸付金の原資の一部ともなるので、これが償還について更に努力する必要がある。

(別表)

収 支 計 算 書

1 一般会計

(収入)

科目	目	予算額	決算額	備	考
会費		951,600 円	822,287 円		
共同募金配分金		1,350,000	1,350,000	社会福祉協議会、活動費補助金 724,000円	
県補助金		1,304,000	1,264,000	社会福祉事業補助金 300,000円	
事業収入		2,267,000	2,144,210	心配ごと相談所事業補助 240,000円	
その他		470,500	468,547		
計		6,343,100	6,049,044		

(支出)

科目	目	予算額	決算額	備	考
会議費		125,000 円	108,067 円		
事務費		2,330,500	2,328,203		
業務費		2,874,100	2,684,570		
その他		1,013,500	893,675		
計		6,343,100	6,014,515		

差引 34,529円は翌年度へ繰越

2 世帯更生資金特別会計



(収 入)			
科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
前年度繰越金	2,626,000	2,626,826	
県補助金	15,000,000	15,000,000	
償還金(現年)	6,223,000	6,763,999	
"(過年)	3,821,000	3,821,157	
貸付金利子	669,000	769,802	
雑収入	339,000	348,039	
計	28,678,000	29,329,823	

(支 出)			
科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
貸付金	24,670,000	16,780,000	
繰越金	784,000	859,219	
積立金	224,000	258,622	
繰越金	3,000,000	11,503,982	
計	28,678,000	29,329,823	

3 世帯更生資金貸付事務費特別会計 (収 入)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
県補助金	1,046,000	1,046,000	
繰越金	883,800	883,819	
その他	1,700	3,109	
計	1,931,500	1,932,928	

(支 出)			
科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
事務費	1,421,700	1,420,349	
その他	509,800	512,579	
計	1,931,500	1,932,928	

貸 借 対 照 表  
昭和40年3月31日現在

資 産	負 債 ・ 資 本
現金	現金
預貯金	未払金
貸付金	仮受金
指定金	預り金
未収金	世帯更生資金交付金
備品	世帯更生資金交付金
世帯更生資金貸付金	職員退職給与引当金
世帯更生資金貸付金	基金
世帯更生資金貸付金	社会福祉基金
市町村協賛付金	特別基金
計	繰越金
74,389,208	74,389,208

財団法人 米子工業高等専門学校建設促進期成同盟会

昭和40年6月16日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平

1 昭和39年度中の事業実施状況

(1) 道路新設事業

1号道路及び3号道路428.7mを6,833,679円で施工している。

(2) 教職員住宅新築事業

教職員住宅として米子市留生に6戸402.9㎡を8,140,000円で建設している。(木造平屋建2戸建3棟)

(3) 電気工事

高圧ケーブール引込工事

高圧ケーブール90mを297,000円で施工。

教職員住宅電気工事

宿舍6戸分に対する本会負担分9,907円。

(4) 整地事業

校舎敷地造成工事

陸上自衛隊に委託(905,528円)して実施している。

教職員住宅敷地工事

本年度建設した6戸分敷地の整地(440,000円)及び昭和40年度建設予定6戸分敷地の整地(160,000円)を実施している。

(5) その他の事業を次のとおり実施している。

ガス配管工事 35,150円

1 整地作業に従事する自衛隊宿舍工事 125,000円

ウ 開校式経費 300,000円

2 経理状況

昭和39年度末における決算状況は次のとおりである。

(歳入)

科 目	予 算 額	収 入 済 額	差 引	増 減
財 産 収 入	1,000 円	63,878 円		62,878 円
寄 附 金	20,542,000	17,463,066	△	3,078,934
雑 収 入	1,000	198,546		197,546
合 計	20,544,000	17,725,490	△	2,818,510

(註) 寄附金は県及び米子市から半額宛収入

(歳出)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	不 用 額
事 務 費	598,000 円	141,325 円	456,675 円
業 務 費	19,936,000	17,584,165	2,351,835
利 子 費	4,000	0	4,000
予 備 費	6,000	0	6,000
合 計	20,544,000	17,725,490	2,818,510

歳入歳出差引残額なし

3 留意事項

- (1) 基本財産100,000円(鳥取県50,000円、米子市50,000円)を定期預金(1ヶ年)にしているが、これに対する利息(5,500円)の予算計上がなされず、そのまま基本財産に加算されているが、適当でない。
- (2) 当年度建設分6戸を含めて教官宿舎は14戸となった。当会は国に対して借附採納の申請をしているが、国の側の都合により正式に受納されてはいない。  
一方宿舎は学校側において既に使用されているが、建物に対する火災保険は付されていない。国の採納促進をはかるとともに建物の保全について検討されたい。